



また、会社は、定款をもつて定めることにより、取締役会の決議により、同様に、取締役の責任を免除することができるとしております。もつとも、この場合には、事後に、株主に異議があるかどうかを確認し、総株主の議決権の二十分の一以上の株式を有する株主の異議があるときは、この取締役会における免除はすることができないことをといたしております。

さらに、社外取締役については、その人材の確保を容易にするため、あらかじめ定めた額を超えて責任を負わない旨を定款で定めることができるとしております。

第二に、株主の代表訴訟制度が乱用されることがないように、提訴権者につき、商法が六ヶ月以上継続して株式を有する株主はだれでも株主代表訴訟を提起できることとしている点を改め、株主が株式を譲り受けによって取得した場合において、取締役の責任の原因となる事実があることを知っていたとき等には、株主代表訴訟を提起することができます。

また、会社が取締役を補助するために、株主代表訴訟に補助参加をする場合には、監査役の同意を要することとして、補助参加が法律上禁止されないことなどを明らかにいたしております。

第三に、監査役の機能を充実させるため、株式会社一般につき、監査役の取締役会への出席義務等を明確にし、その任期を三年から四年に延長するとともに、監査役を辞任した者の株主総会における意見陳述を認めることとしております。

また、監査役を三人以上選任することが要求されている商法特例法上の大会社の監査役について、社外監査役の員数を一人以上から半数以上にふやすとともに、社外監査役に該当するための要件を、就任前五年間取締役等でなかった者であることから、就任前全く取締役になつたことがない者であることへと厳しくいたしております。

次に、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法及

び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法規に所要の整備を加えるものであります。

以上が両法律案の趣旨であります。

よろしく御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高野博師君) 次に、両案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員佐々木秀典君から説明を聴取いたします。衆議院議員佐々木秀典君。

○衆議院議員(佐々木秀典君) 衆議院の法務委員会の理事をやつております佐々木でございます。

ただいま議題となりました両法律案に対する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明いたします。

まず、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正について申し上げます。

第一は、取締役の会社に対する賠償責任の限度についてであります。

原案は、この限度を一律に報酬等の二年分としておりましたが、社外取締役を除く取締役についてであります。

第二は、取締役の責任免除に係る株主総会決議の方法についてであります。

原案は、「株主総会ノ決議」と規定し、普通決議をもつて行うこととしておりますところ、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上に当たる多数、すなわち特別決議をもつて行うこととするものであります。

第三は、取締役の責任免除に係る取締役会決議に対する株主の異議申し立てについてであります。

原案は、免除することができない場合の要件を、議決権の二十分の一以上を有する株主が異議を述べたとき、すなわち議決権の百分の五以上をしていますところ、議決権の百分の三以上を有する株主が異議を述べたときは、免除することができます。

以上が両法律案の趣旨であります。

第四は、株主代表訴訟の提訴権者の条件に関する部分を削除し、現行どおりとするものであります。

次に、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正について申し上げます。

本修正は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正に伴い、関係法律の規定を整備するものであります。

以上が両法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上が両法律案に対する衆議院における修正部

分の趣旨であります。

これより質疑に入ります。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

○委員長(高野博師君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明は終わりました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川敏夫君 よいよこの臨時国会も終盤に入ってまいりました。そうしたこともござりますので、法案の審議の前に若干、法務関係のことについて質問させていただきますので、提案者の方はしばらくお休みといいますか、ゆっくり聞いていただければと思います。

まず、司法制度改革推進本部がいよいよ立ち上がりまして、これから動くと思いますが、今現在、今日の時点ではどのような進捗状況になつておられるでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) お答え申し上げます。司法制度改革推進法、今月の一日に施行になりました。同日に、内閣に小泉内閣総理大臣を本部長とする司法制度改革推進本部が設置されました。同本部は本日、その第一回の会合を開催する予定でございます。その後、速やかに司法制度改革

案作業を行い、三年以内を目途にいたしましてその成立を目指すなど、所要の措置を講じてまいりたいと考えております。

現在、私も就任したばかりでございます。明日からきちんと分析をして、なるべく早目にいろいろな手当てをしていきたいと考

えているところでございます。

○小川敏夫君 民主党としては、その推進体制の中に民間人、弁護士とかその他の民間人、これを直接その任に当たるような、そういう組織体制にしてほしいということを重ね重ね要望しております。

○政府参考人(山崎潮君) 顧問会議あるいは検討会のメンバーにつきまして、多くの民間人に参加していただることは当然のことと考えておりますけれども、その役割に照らしまして適任の方にお願いできるよう、これまでの国会審議における御議論を踏まえまして具体的に検討してまいりたいと考えております。

○政府参考人(山崎潮君) 顧問会議あるいは検討会のメンバーにつきまして、多くの民間人に参加していただることは当然のことと考えておりますけれども、その役割に照らしまして適任の方にお願いできるよう、これまでの国会審議における御議論を踏まえまして具体的に検討してまいりたいと考えております。

○小川敏夫君 弁護士等につきまして採用していくたまでは、私はしばらくお休みといいますか、ゆっくり聞いていただければと思います。

○小川敏夫君 弁護士等につきまして採用していくたまでは、私はしばらくお休みといいますか、ゆっくり聞いていただいている。私ども、人數的にまだ決して満足

しておるわけではありませんが、弁護士以外の税理士さんあるいは司法書士、それから弁理士等も、やはりこれから積極的に司法の職種に合わせた分野をつけていたただこういうことで進んでい

るわけですが、それからも、そうした職種の方からもやはりそうした中に参加したいという要望が私の方

にも寄せられておるんですけど、弁護士以外の、例えば税理士、司法書士、弁理士等の参画に

ついてはどのようにお考えでしようか。

○政府参考人(山崎潮君) この点につきまして、各隣接職種の皆様方の御意見、これも十分に伺いながら、その協力も得ながら作業を進めてまいりたいと考えております。まだもう少し皆様方、そういうところから御意見をちょうだいして、そ

の上で考えたいというふうに思つております。まだ一定の方向性をお示しえきる段階ではないということでお許しを願いたいと思います。

○小川敏夫君 あと、いわゆる司法制度改革審議会が即時公開ということで審議が進められたことが大変に有意義で、議論も活性化したということ

が委員からも言われておりましたが、推進体制においても、さまざまな分野における、あるいはそ

の役割に応じて会議があると思うんですが、これについても同じように積極的に同時に公開すると

いうような公開体制で臨んでいただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 顧問会議あるいは検討会の会議の内容の公表、それからインターネット等による国民への情報提供等、できるだけの情報公開に努めてまいりたいと考えております。

また、顧問会議の委員の方、そういう方のいろいろ御意見も賜りながら、できるだけ即時に公開できるよう、そういうような方法で考えていく

○小川敏夫君 ありがとうございます。

参加する委員の方の意見を聞きながらというよう

りも、もう公開するということを前提に、それに反対する委員はむしろ参加していただきたいといふふうに思つております。

○小川敏夫君 ありがとうございます。

アフガン人ですが、難民認定申請に関することで、収容等の処分に関しまして裁判所の判断が異なるというような事件がございましたが、この九人の現在の状況ですか、これについてまず概略、状況を説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) お答え申し上げます。

お尋ねのアフガン人九名についてであります

が、四名につきましてはもう既に退去強制令書が発付されておりまして、現在、東日本入国管理局セ

ンターに収容中であります。それ以外の五名につきましては、東京地方裁判所の収容令書執行停止決定に基づきまして収容令書の執行が停止され

おりますので、現在、その身柄を解いた状態でございます。したがいまして、この決定につきましましては、私どもの方で即時抗告をしている段階でござります。この五名につきましては、現在、退去強制手続中でございます。

○小川敏夫君 それぞれの個別の事情があると思

いますので、余りその個別のケースについて具体的にここで議論する考見はないんですけども、

既に一連の捜査が終了したというような、公表し

もぜひ踏まえた対処をしていただきたい特に日本という国はやはり海外とともにあって成り立つ國ということでございます。そうした観点、人道的な配慮を十分に尽くしているんだということ

が、そうした観点からもう一度御答弁いただきたいのですが。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘の人道的観

点から従来からもこの種手続を進めておりますけれども、御指摘の点も踏まえまして、今後、人道的観点も踏まえながら適切に手続を進めていきたいというふうに存じます。

○小川敏夫君 では、また次の問題に移ります。

いわゆる盗聴法でございます。

通信傍受法等の廃止法案、本日、私ども社民党、

共産党と共に提出する予定でございますが、通

信傍受の実施状況について、ことしの三月に国会

報告を受けておりますが、その後の今日までの状

況について、法務省、検察庁を持つていています

が、この九人のアフガン人です。

○政府参考人(古田佑紀君) 通信傍受法に基づきます通信傍受の実施状況につきましては、傍受令

状の請求あるいはその発付、傍受の実施等について随時これを明らかにすることになります

と捜査上さまざまな問題が生ずることが、そういうおそれがございますので、通信傍受法二十九条に基づいて毎年行うこととされております国会報

告等により明らかにすることにし、それまではお

答えを差し控えたいたいと存じます。

○政府参考人(吉村博人君) 平成十二年中の傍受の実施件数については、本年一月に国会に報告をいたしましたとおり、傍受法の運用はなかつたわ

けでございます。

今、法務省の刑事局長から御答弁されたとおりであります。もちろん傍受を実施いたしまして

既に一連の捜査が終了したというような、公表し

ても捜査上の支障がなくなつたものにつきましてはもちろんその概要についてお答えすることはで

きるわけがありますが、今までのところ、その

ような事案はございません。

○小川敏夫君 ちょっと警察庁の答弁の趣旨がよくわからなかつたんすけれども。

要するに、通信傍受をしていないというような警察庁の答弁ですけれども、まだ通信傍受を実際にはしていないう意味だとうふうに受け取つてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(吉村博人君) あくまで仮定の話でございますが、答弁を求められた時点までに通信傍受を実施していないときに実施をしていないと答弁をもしするといったしまして、それじゃ別の機会に答弁を求められて、そのときには実は通信傍受を実施して捜査を進めていたというふうにした

場合には、そのときには実施をしているとお答えすることになるわけであります。これは仮定の話であります。そういうふうに答弁を実施していることを、一方では実施していないと答弁し

て、実施をしていると答弁するわけでありますから、実施をしていると答弁した場合には、そのこ

とで傍受を実施していることを犯罪者に察知されるとそれが高いと、捜査上の支障を生ずるおそれがあると思われます。

ということでありますから、傍受の実施の有無で二通りの答弁をしてしまつては犯罪者に察知をされてしまうところから、傍受の実施をしていて

もあるはしていなくても、お答えはいたしかねるという同じ考え方をせざるを得ないということを御理解いただきたいと思います。

先ほど答弁いたしましたのは、国会報告以前の時点でありますても、いずれにしても捜査が、傍受に係る一連の捜査が終了して、公表しても捜査に支障が全くないという事案については、それは

その時点で御質問があればその概要等についてお答えすることはできるということを申し上げたわけ

でございます。

○小川敏夫君 私は、個々的な事案について聞いて

いるんじゃないなくて、統計的な数字で聞いておる

ただ、じゃ今行つてあるかどうかということがわかつてしまつと、実際に行つてあるとなれば身に覚えのないんですけども。

今言つたように、今現在行つてあるかと言えば、行つていない、行つてあるかということがわかつてしまつと、実際に行つてあるとなれば身に覚えのある犯罪集団は構えてしまつて、そこもそれは

わからないことでもないんですけども。

ただ、じゃ今行つてあるかどうかということがわかつてしまつと、実際に行つてあるとなれば身に覚えのないかどうかの統計的な数字として聞けば、今現在やつてあるかどう

かじやないんで、もう過ぎた過去のことについて行つたことがあるかどうかと質問を変えますが、どうでしょうか。ことしの十一月までに通信傍受を行つた例があるかどうかということについてで

ます。

○政府参考人(吉村博人君) いろいろな質問が今後は考えられるわけでありますので、基本的に、先ほど申し上げましたように、行つて、その結果

捜査も遂げて、例えば被疑者犯人が検挙をされ

て一応の捜査が一段落ついているという場合に

は、その時点で答弁を求められれば、それはその

事案概要を説明して、確かに行いましたというこ

とはこれは申し上げられると言つておるわけであ

りますが、いろんなグレードが考えられますので、今時点において、しているのか、していないのか

ということについては、お答えしづらいということを申し上げておるわけであります。

○小川敏夫君 我々も捜査上、具体的に支障があればそれはやむを得ないとは思うんだけれども、具体的な支障もない。この問題は昨年のこの法務委員会でも同じ質問をしたところ、支障があるとことで答えていただけなかった。ことしの三月になつて聞いたら、一件も実施例がないと。実施例がない、まさに実施していないというのであれば、まさにそれまで、その時点で実施したことがないということ自体どれだけ具体的に捜査上の支障があつたのかを考えられないわけですよね。

ですから、捜査上の支障があると言えども、その一言でこうして国会で質問しても答弁しなくてもいいというではこれは国会軽視も甚だしいわけとして、この法案ができた際になぜ年に一度の国會報告が義務づけられているのか。これは、ある意味では最低限度の法律上定められた義務でありますけれども、三月に報告さればそれだけでいいんで、それ以外には報告しなくていいなんということは法律には書いていないんで、当然そのあたりの趣旨に照らして、具体的な捜査に支障がない限りはこれはきちんと答弁していただきたいというふうに思つてゐるわけですけれども。

ですから、今お伺いしましても、何か抽象論として、今やつていいないと言えば実際にやつてはいるんじやないんで、今過ぎた過去のことになると答弁が困るということだから、私は質問を変えて、ですから今現在やつてはいるかどうかを聞いているんじやないんで、今過ぎた過去のことについて、ことしの三月以降今日まで、十一月末で結構ですから、その間にそういう実施例があるかどうか、統計的な数字について聞いているわけですが、どうでしょう。

○政府参考人(吉村博人君) 繰り返し恐縮ですが、どうぞお答え下さい。

○小川敏夫君 我々も捜査上の支障は全

ないということを申し上げておるわけであります。

いろいろな質問のされ方もあるかと思いますので、個別のケースについて傍受の実施をしていられるのかないのかということについては答弁の方を変えるわけにもまいりませんので、御答弁は差し控えさせていただきたいということを申し上げておるわけでございます。

○小川敏夫君 ですから、私は個別の案件について全く聞いていないので、統計的な数字として聞いているわけで、統計的な数字としてあったのかどうか。あれば何件あつたのかということを聞いているわけで、それでどうして具体的な捜査に支障があるのか、どうして過去の実施例について統計的な数字を公表することが捜査に支障があるのか、その点に絞つてまた説明していただきたいのですが。私は、到底今報告しないということに納得できないから聞いているわけです。

○政府参考人(吉村博人君) 統計的な数字が一件かゼロ件かあるいは二件か等々ということについては、これは実施例があつたかなかつたかということに即ちついていく話でありますから、その部分だけを切り取つて、あつたのかなかつたのか、今時点はどうなのかということを、きょう御質問を受け、これから一ヶ月後あるいは二ヶ月後の同じような時点でまた同様の質問がずっと継続的にもあるといたしまして、その時点時点で答弁のしぶりはなかなかお答えしづらいということです。ざいまして、それを常にやつています、やつていいませんということを申し上げますと、実際に、先ほど先生がおつしやいましたように、身に覚えのある連中が察知をしてしまうということでありますから、年に一回の法律の二十九条に基づきます国会への報告の問題とあわせて、その傍受を実施して捜査が完全に終結をすれば、それはすべて御説明申し上げるということを申しておるわけですが、ことしは現在までのところそのような事案は

れ以上この問題で時間を費やすことも思いますので、私は納得しないということを述べた上、その質問はとりあえず終わります。警察庁、お帰りいただい結構です。

本案の方に入らせていただきます。

まず、法務省の方に質問しますが、今回、取締役が会社に与えた損害について、これを軽減することができるという法規が成立する見通しなつておるわけですね。私は考えまして、取締役がそうして責任は軽減されると、今この法体系では損害賠償というのをこれは軽減されないので、軽過失だらうと重過失だらうと生じた責任の全部を賠償するというのが原則であるわけです。

それで思いまして、取締役についてそれを軽減すると、では、従業員あるいは取締役ではない執行員ですね、こうした人たちの会社に対するいわゆる賠償義務について、そのつり合いがどれなくなるのではないかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えておられるでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 委員のお尋ねでございますが、まず第一に、現行法においては取締役等の会社に対する賠償責任を免除するためには総株主の同意が必要とされております。それについて、今回の法規で一部免除を認めるということが検討されているわけですが、従業員に対する賠償責任につきましても、これが民法の一般原則によります。したがいまして、従業員が故意過失によって会社に損害を与えた場合に、原則として従業員は生じた損害についてその全額について会社に対して賠償責任を負います。ただし、民法の一般原則によれば、会社の側は、会社による免除の意思表示によつてその損害賠償責任を免除することは可能でございます。したがいまして、会社がその事業の性格であるとか従業員の業務の内容あるいは従業員の士気、そういう諸般の事情を考慮いたしまして、相当な範囲でその従業員の会社に対する賠償責任を一部免除す

能となつております。

○小川敏夫君 そうした議論を踏まえた上で議論をしたいと思うのですが、今回のこの取締役の責任軽減は、いわば多数決でそういう手続が踏まわれ、認められれば責任を限定することができるわけですね。従業員の場合はやはり免除を受けるわけですね。私は考えまして、取締役がそうして責任は軽減されると、今この法規についての合理性がなければ、今度はその債権放棄権を行使するが、取締役の場合にはそうした合理性がなくとも手続を踏めばできるということです。少し差が出て、従業員の方に不利じゃないかなとは思うんですけど、どうでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 取締役に対する賠償責任の軽減にいたしましても、全く合理的な理由なしに免除をいたしますと、それは会社に対して損害を与えるということになりますので、それを実施した取締役等がその責任を追及されるおそれはもちろんございますが、今回の法規ではさらに合理性の担保としてそれなりの厳重な手続を要求しているよう理解しております。

一方、従業員に対する賠償責任につきましても、先生の御指摘のように、全く合理的な理由なしに免除をいたしますと、それは会社に対して損害を与えるということになりますので、それを実施した取締役等がその責任を追及されるおそれはもちろんございますが、しかしそれは適切な判断をして相当と認められるような合理的な理由のある免除であれば、これは善管注意義務違反ということはございませんので、しかもそれを実施するに当たっては特段の手続的な要求というものはございませんから、取締役において適切な判断をして行けば、従業員の側は免除を受ける地位にありますので、概にどちらが有利不利ということはないのではないかと思っております。

○小川敏夫君 その点の議論の前提で提案者の方

に確認したいんですが、この取締役の責任軽減ですが、これは定められた手続要件に従つて手続を踏めば軽減されるということとして、軽減することができ合理的かどうかという価値判断は、その手続の責任軽減の要件の中には入っていないんですね。あくまでも株主総会の決議とか定款に定めた取締役会の決議によって手続を踏めば軽減できるわけで、軽減することが相当か不相当かという価値判断については、これは要件の中には入っていないですね。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生のおっしゃるよ

うな趣旨を要件として法文上規定しているとい

うわけではありませんけれども、制度それ自体が、

取締役の責任軽減をすることが中長期に会社の利

益であるかどうか、あるいは株主の利益を害する

ことはないか、いろんなことを総合的に経営判断

としてなすということを前提としているわけで、

かつ総会において特別決議を必要とすること、あ

るいは定款によって取締役会において軽減する場

合も、またその定款の規定を株主総会で定める

いうことになつておると。

そういう株主の最終的な意思にからしめる際

に、当然軽減を求める提案者側、執行部の方とし

ては軽減する理由、そういったものを明示して株

主総会の判断を求めるということになつております

ので、そういうことから、先生のおっしゃ

るような事実関係は株主の判断にきちつとかかる

ことになつておると思います。

○小川敏夫君 私も今、提案者から答弁ありまし

たこと自体は確かにそのとおりだろうというふう

に思うわけで、もつと希望的に言えばそあるべきだと私は思うんですけれども、私自身はどうも

法律があるとその抜け道をつい探したくなるよう

などころがあるわけです。

だから、理想的な形で進めば確かにそなんで

すけれども、これは会社側、要するに取締役側が

悪意があれば、それはいかに責任軽減することが

世論に反する、責任軽減の合理的な理由がないと

いうようなケースであつても、やはり支配株式を

有しているそうした経営陣がその地位を利用して形式的手段を踏んでしまえば、あるべき姿の理想論とは全く別にして、責任軽減することが本来おかしいんじゃないかという場合であつても、手続が完成すれば責任は軽減されてしまうわけですよ。その手続が正当に踏まれているものについて、さらに裁判所がそれを不当だからやはり認めないという意味では価値判断が入つてこないとは思ひませんが。

それで、法務省の方にまた同じ質問をするわけですけれども、そうすると、私はどう考へても取締役会の取締役の責任軽減に関しては余りその価値判断はなくて手続を踏めばできるんだけど、一方、従業員の賠償義務に関しては、やはり取締役がそれを免除するに当たっては免除するだけの合理性がなくちゃいけないんだというと、ちょっとと従業員の方にきついんじゃないかとは思ひますが、どうでしよう。

○政府参考人(房村精一君) 合理的な理由を担保するための手続というのは、ある意味では乱用の危険性にどう対処するかというような観点から考えられているわけございます。

従業員の側、免除を受ける側からいたしますと、そういう手続的制約のない方法によつて合理的な理由のある場合に免除をしてもらえるという地位があれば、それ以上に不利な扱いということはなわけですので、比較して特段、従業員の地位が不利だということにはならないようには思つております。

○小川敏夫君 そうかな、私はどうもそういうふうには思ひませんがね。

少なくとも従業員の方から、もともと責任軽減する必要がないんだと言えばそれまでの話かもしれないけれども、しかしそういうようなケースでなければ免責されないけれども、株主は損害の全額を会社に弁償しろという請求をするとき度は請求を受けた取締役の方が、いや、こういう手続を経て軽減されているからこれだけでいいんだといういわば抗弁として主張するという構造なのか、どちらが責任軽減を主張する立場にあるんでしょう。

○衆議院議員(保岡興治君) 今の先生のお答えの前に、先ほどの先生が疑問だと言われた点、これは法務省だけではなくて提案者側にもかかる重要なことでございますからちよつとお答えさせていただきたいたんです、法務省も申し上げました

まず第一に、会社、株主側が請求原因として損害賠償請求の要件事実を立証することになると思ひます。これに対し、取締役側が抗弁として今度は責任の免除がされることを立証することになります。これが対して、取締役側が抗弁として今度は責任の免除がされることを立証することになります。

また、取締役側が責任の免除がされたことを立証した場合、会社、株主側がまた逆に免責決議の瑕疵あるいは株主の異議があつたことなどを立証すれば取締役側は免責されないことになる。すな

ないのは、とは思ひんすけれども、法務省としては、じゃ、そこら辺のところ、別に取締役の場合は、むしろ乱

用とかあるのは株主代表訴訟の意義というものの重要性にかんがみて一定の制限を置いているとい

うことですから、そうつた意味では、むしろ従業員の方が免責を受ける何というか制限がついてい

いよいよ意味では取締役より有利というこ

とを言えるわけです。そして、従業員であれ取締役であれ、合理的な理由なしに責任免除することは十分可能だと思っておりますので、特段の法的手當では要らないのではないかと考へております。

○政府参考人(房村精一君) ただいま申し上げましたように、現行法のもとで会社の側で適切に判断をしていただければ従業員に対する債務免除等手当てをするという考えは、予定は今のところないということですね。

それでは、法務省の方にまた同じ質問をするわけですが、

それで、法務省の方にまた同じ質問をするわけ

ですけれども、そうすると、私はどう考へても取

締役会の取締役の責任軽減に関しても余りその価

値判断はなくて手続を踏めばできるんだけど、一方、従業員の賠償義務に関しては、やはり取締役がそれを免除するに当たっては免除するだけの合理性がなくちゃいけないんだというと、ちょっとと従業員の方にきついんじゃないかとは思ひますが、どうでしよう。

○政府参考人(房村精一君) 合理的な理由を担保するための手続というのは、ある意味では乱用の危険性にどう対処するかというような観点から考えられています。

今回、提案者にお尋ねしますけれども、軽過失の場合は限つて責任限定するわけです。そうすると、実際の訴訟では、軽過失ということで実際に手続を踏まれても、代表訴訟が起こされた場合に、実際に本当に軽過失だったのか、そうじやない、悪意重過失なんぢやないかということが訴訟で争はれるという構造になると思うんです。

まず、この基本的な構造なんですが、責任軽減の手続がとられた場合に、起こす株主の方が責任軽減ということを当然盛り込んで請求をするのか、そうではなくて、株主は損害の全額を会社に弁償しろという請求をするとき度は請求を受けた取締役の方が、いや、こういう手続を経て軽減されているからこれだけでいいんだといういわば抗弁として主張するという構造なのか、どちらが責任軽減を主張する立場にあるんでしょう。

○衆議院議員(保岡興治君) 今の先生のお答えの前に、先ほどの先生が疑問だと言われた点、これは法務省だけではなくて提案者側にもかかる重

要なことでございますからちよつとお答えさせていただきたいたんです、法務省も申し上げました

まず第一に、会社、株主側が請求原因として損害

賠償請求の要件事実を立証することになると思ひます。これが対して、取締役側が抗弁として今度は責任の免除がされることを立証することになります。

また、取締役側が責任の免除がされたことを立証した場合、会社、株主側がまた逆に免責決議の瑕疵あるいは株主の異議があつたことなどを立証すれば取締役側は免責されないことになる。すな

わち、これらの事実についての立証責任は会社、

株主側にあるということになるわけでございま

す。その理由は、所定の決議要件を満たした免責決

議があれば一応当該決議が瑕疵のない有効なものと推定されるのが通常でしようから、瑕疵があることを主張する側に立証責任を負わせるのが公平妥当だという考え方に基づくものだと承知いたしております。

○小川敏夫君 最初の、従業員とのバランスの関係はどうも多少見方の違いもあるかなというところで、同じことは述べませんが、私としてはなおやや不満であるということを述べるだけにしておきます。

本題の方なんですねけれども、そうすると、手続があつたということを、受けたということを取締役が主張立証する。それに瑕疵があるかどうか、これは今度は株主の方が主張立証しなくてはいけないということになるわけでしょうか。

そうすると、ただ実際上として、株主総会の決議あるいは取締役会の決議に瑕疵があつたかどうか、これが今度は株主の方が主張立証しなくてはいけないということになるわけでしょうか。

この立証責任を株主に負わせるというのは、いわば部外者の株主にそうした、株主総会は総会の中の方に入つたかも知れないけれども、取締役会の決議などというと全く外にいるわけですけれども、それの瑕疵を株主側に立証させるといふのは実際上酷じやないかと思うんですが、どうなんでしょう、瑕疵がないことをやはり取締役の方が主張立証すべきじゃないか。瑕疵がない決議があつたということ、すなわち決議を受けたといふ形式的なことだけじゃなくて、その決議が瑕疵がない正当な決議であるということまで取締役側が主張立証するという構成でないと私はちょっと納得できないといいますか、この訴訟の制度の趣旨を没却するんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 今私が申し上げた、決議があればそれが普通は瑕疵のないものと推定されるという意味は、決議の例えは定足数とかそういう外形的な客観的な事実があれば一応推定さ

れるという意味で、そういう客観的な決議を有効たらしめる事実については、これはそうでないということの利益を主張する側が責任を負うという

議がなされたとか、そういうような問題がある場合には、それは株主が主張立証しなくちゃいけないというような答弁だと思いますが、どう

が、形式的な要件はあるかもしれないけれども、自主的に例えば取締役が年の報酬を偽っていた、つまり年収を低くすれば責任の限度額が低くなるわけですから。そんなようなうその報告がなされた上で、そのうそを前提とした決議があつたような場合、これは決議の瑕疵に当たると思うんです

が、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) ただいま御指摘のように場合は、決議の方法に瑕疵があるものとして、一般的に申し上げれば決議取り消しの理由があるということにならうかと思います。

○小川敏夫君 決議取り消しの理由があるということは、すなわち、じゃ決議の取り消しを主張する、あるいは立証するのは株主側にあるということですか。

○政府参考人(房村精一君) 会社法の一般的な決め方いたしまして、商法の二百四十七条で「決議取消しの訴え」というものを設けておりますが、そこにおきましては、ただいま申し上げた「招集ノ手続又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ」、「決議ノ内容ガ定款ニ違反スルトキ」など一定の取り消し事由を定めまして、その場合には「株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ総会ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得」という規定の仕方をしておりますので、この条文

の解釈からは、そういう決議取り消し事由の事実の立証責任は訴え提起する株主側にあるといふのがあります。

○小川敏夫君 そうすると、取締役の方はそういう決議を受けたということを、つまり責任を軽減する決議を受けたということを主張立証すればいいと。その決議の中に、例えば自主的に不公正なものがあったと、いわば虚偽の報告を前提として

決議がなされたとか、そういうような問題がある場合には、それは株主が主張立証しなくちゃいけないというよろんな答弁だと思いますが、どう

するかと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) これは会社法一般の定め方でございますので、通常の手続をもつて株主総会の決議が成立した場合には、利害関係者も多うございますし、その決議を尊重する、そのため株主総会の手続をいろいろ定めていくわけですが、それがいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 決議取り消しの理由があるためにはその取り消し事由を、法律で定めた取り消し事由があるということを訴えをもつて立証していただいてそれを取り消す、その場合に初めて決議が取り消せるというのが会社法における株主総会決議のあり方でございますので、その一般論が今回にも及んでいるということで、特に今回の場合について申し上げているわけではございません。

○小川敏夫君 ちょっとまた視点を変えて議論しますが、軽過失の場合だけ取締役の責任が一部免除できるわけですね。悪意重過失の場合にはできないわけですね。そうすると、軽過失を前提に当然、株主総会の決議は出ているわけですよね。しかし、実際にそれが軽過失じゃないと、悪意だ、重過失だと、だからその決議は實際効力がないんだといふことを、これは現実的にこれから訴訟の中で相当争われると思うんですが、軽過失でしかない、悪意重過失がないんだということを取締役側が主張立証するのか、それとも株主が主張立証するのか、これはどちらなんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) これは私ども、現在出ております法案の条文を見てのお答えになりますが、この条文のよう、取締役が職務を行つにつき善意にしてかつ重大なる過失なきときは一定の立証に成功して、初めて次に決議があつて責任の免除になるわけですから、責任の免除が具体的に問題になる場合には、その決議の内容として、立証に失敗してしまいますと、決議の有効、無効、有無を問わず免責は得られないわけでござります。

○政府参考人(房村精一君) ですから、この立証責任の分配で、取締役の方に善意にしてかつ重大なる過失なき立証責任を負わせておけば、ただいま御指摘のような場合には決議の内容に問題があるということにはな

ります。これは、条文上の形式から見た場合の話でございますが、先ほどの立法者の、提案者の御答弁でもそういう趣旨でございますので、多分そういうことになります。その記録として議事録の備えつけ等を法律は要求しているわけでございます。

○小川敏夫君 ええ、私もその見解を持つています。

○小川敏夫君 これは、条文上の形式から見た場合の話でございますが、先ほどの立法者の、提案者の御答弁でもそういう趣旨でございますので、多分そういうことになります。その記録として議事録の備えつけ等を法律は要求しているわけでございます。

○小川敏夫君 ええ、私もその見解を持っています。

○小川敏夫君 ちよつとまた視点を変えて議論しますが、軽過失の場合だけ取締役の責任が一部免除できるわけですね。悪意重過失の場合にはできないわけですね。そうすると、軽過失を前提に当然、株主総会の決議は出ているわけですよね。しかし、実際にそれが軽過失じゃないと、悪意だ、重過失だと、だからその決議は實際効力がないんだといふことを、これは現実的にこれから訴訟の中で相当争われると思うんですが、軽過失でしかない、悪意重過失がないんだといふことを取締役側が主張立証するのか、それとも株主が主張立証するのか、これはどちらなんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 取締役の側で、善意にしてかつ重大なる過失なきときといふことを、これは現実的にこれから訴訟の中で立証に失敗してしまいますと、決議の有効、無効、有無を問わず免責は得られないわけでござります。

○政府参考人(房村精一君) これは私ども、現在出ております法案の条文を見てのお答えになりますが、この条文のよう、取締役が職務を行つにつき善意にしてかつ重大なる過失なき立証責任を負わせておけば、ただいま御指摘のような場合には決議の内容に問題があるということにはな

○小川敏夫君 だから、その善意の瑕疵のところはお互に意見が一致して解決済みなわけです。

少し話が戻るわけで、例えば株主総会の承認決議をもらうときには、その会社側が事情を説明する

と。その際に、例えば当該取締役の報酬を偽って

報告した、あるいはストックオプションの利益を

実際に得ているのにそれを秘匿して承認を得てし

ましたというような場合、やはり私はその責任免

除の決議は瑕疵があると思うんですが、じゃ、そ

のことについて、私はやはり取締役側の方が正し

い報告がなされて正しい手続が踏まれた上で当然

そういう決議が出たんだということを立証してくれないと、私は株主の側の方で立証するというの

は実際に困難だと思うので、だから当然、善意無

過失、すなわち悪意重過失、失礼しました、今のが

善意無過失は取り消します、悪意重過失じゃない

ということが取締役が立証責任があるん

に、正しい報告がなされて正しい決議がなされた

ということについても取締役が立証責任があるん

だというふうに答弁していただきたいのですか

から、重ねてそこを聞いておるわけですね。

○衆議院議員(保岡興治君) 先生のお考えのお気

持ちはわかるんですけど、そういう決議の方法に

瑕疵があつて、それがその効力を争う場合などは

取り消し訴訟を起こすんだろうと思うんですね。

ですから、それは取り消し訴訟を起こす者が当然、

立証責任を負うんであって、それが同じ裁判の中

での立証責任どちらにあるかというときも同じ

ような考え方に基づくんであって、例えば先生が

おっしゃるように、報酬額が間違つてとか、ある

いはあえて間違えて、秘匿してといふんでしよう

か、責任軽減をもつともと法律で定める以上に

得たいために偽装したというような場合、そいつ

場合はこれは報酬額の、何というんですか、明

示とか、それは取締役の責任になるわけですね。

だから、その責任を果たしていかなかつたといふ

とについては、取締役の報酬の開示が当然前提になりますから、訴訟でそのことについて関係書類

の提出命令をかけられれば、先生も裁判所におられた

第三部 法務委員会議録第十一号 平成十三年十二月四日 [参議院]

と思いますが、当然、そういう主要な事実について

て客観的に資料があると思われるものについて

裁判所は開示命令を出すんじやないでしょうか。

そういうことによって主張する側の立証責任は尽

くせるというふうに私は思われます。

○小川敏夫君 何かそういう答弁だと、私、聞か

ない方がよかつたかなと。何か株主に不利なよう

形なんですか。

実際に、今取締役の報酬というのは取締役全体

の報酬を決めて株主総会で承認するので、個々の

取締役の報酬額というのは基本的には株主にはわ

からないわけですね。といって、それは税務署

に行つたつでもちろん税務申告の収入を明らかに

してもらえるわけはないので、取締役の報酬が幾

らかという質問をすれば、いや、プライバシーの

問題だというようなこともあってなかなか實際

に株主に取締役の具体的な報酬が幾らかというこ

とは今の現状の仕組みではわからないわけです。

あるいは、先般成立した新株予約権ですか、これ

も予約権を発行するということは公開されている

けれども、だれに与えたかということについては

別に株主総会の承認事項じゃないし、だから取締

役が受けているかどうかは株主にはわからないわ

けです。

そうすると、年収が本来五千万あつて、平取

ら四年分で二億円のところを少なく申告して、年

収一千円で申告すれば四千円で終わつちゃう

と。あるいは何億円ものストックオプション、ス

トックオプションといふか新株予約権の利益を何

億円まで得ていて、これも本来、賠償金額にしな

くちやいけないと。だから、責任軽減の限度は本

いと。あとは、その手続は、実際その取締役の

受けた利益に関する部分について虚偽の報告があ

るということを株主がそこまで主張して立証しな

くちやいけないということになると實際上困難で

あつて、代表訴訟の制度の趣旨が没却されてしま

うと。

すなわち、いわば取締役側がそのような不正を

して客観的に資料があると思われるものについて

裁判所は開示命令を出すんじやないでしょうか。

そういうことによって主張する側の立証責任は尽

くせるというふうに私は思われます。

○小川敏夫君 何かそういう答弁だと、私、聞か

ない方がよかつたかなと。何か株主に不利なよう

形なんですか。

実際に、今取締役の報酬というのは取締役全体

の報酬を決めて株主総会で承認するので、個々の

取締役の報酬額というのは基本的には株主にはわ

からないわけですね。といって、それは税務署

に行つたつでもちろん税務申告の収入を明らかに

してもらえるわけはないので、取締役の報酬が幾

らかという質問をすれば、いや、プライバシーの

問題だというようなこともあってなかなか實際

に株主に取締役の具体的な報酬が幾らかというこ

とは今の現状の仕組みではわからないわけです。

あるいは、先般成立した新株予約権ですか、これ

も予約権を発行するということは公開されている

けれども、だれに与えたかということについては

別に株主総会の承認事項じゃないし、だから取締

役が受けているかどうかは株主にはわからないわ

けです。

そうすると、年収が本来五千万あつて、平取

ら四年分で二億円のところを少なく申告して、年

収一千円で申告すれば四千円で終わつちゃう

と。あるいは何億円ものストックオプション、ス

トックオプションといふか新株予約権の利益を何

億円まで得ていて、これも本来、賠償金額にしな

くちやいけないと。だから、責任軽減の限度は本

いと。あとは、その手續は、実際その取締役の

受けた利益に関する部分について虚偽の報告があ

るということを株主がそこまで主張して立証しな

くちやいけないと。だから、責任軽減の限度は本

いと。あとは、その手續は、実際その取締役の

受けた利益に関する部分について虚偽の報告があ

恐らく、提案者の方は非常に善意な役員の方、取締役のことを考へていらっしゃいますけれども、私は性格が悪いので、悪い取締役がいた場合にどうするかということばかり考えるのですから、どうもそういう心がけの悪い取締役がいた場合に株主は対処できないんじゃないかという感想を持つて、ちょっとと残念ながらその部分の質問は終わらせていただきます。

したがつて、この株主総会の承認の段階でなければ新株予約権の権利行使はできないわけになります。じゃ、その新株予約権は第三者に譲渡することができるんだけれども、この譲渡は新株予約権証券の交付によって行われるわけであります。新株予約権証書の交付とというのが手続として入るわけでございます。

○政府参考人(房村精一君) 先生御指摘の取締役組みを構築することが私は一番根本的ななんだろうと思います。そこら辺で、商法改正の動きもしているようですが、そうした取締役等の不正ができないようななそうした会社の仕組みを構築するということについて、今、法務省はどのような方針でおられるのでしょうか。

させて企業統治を実効あらしめるものにしていきたいというぐあいに考えております。

○小川敏夫君 ゼひ実効あらしめるような企業統治方策を構築してもらいたいと思いますが、ひとつ私は情報の開示ということを本当に徹底していただきたいと思います。

先ほどの議論、私の期待に反した結果に終わつ

○衆議院議員(保岡興治君) 株主代表訴訟の請求原因の発生時点における地位によつて、代表取締役が報酬等の六年分、それからいわゆる社内取締役が四年分、社外取締役が二年分、監査役までひつくるめたらそれが二年分、こういうことでござい

そこで、本案では、当該取締役が免責決議の後、新株予約権証券を所持するときは、溝渋なくこれを会社に預託させることといたしております。二百六十六条の十一項であります。これらの手続。

○小川敏夫君 新株予約権、有利発行と有利発行じゃない場合があるんですが、有利発行なら当然有利だけれども、実際には、有利発行だったんだ

えるようにするというようなことが一つ考えられます。それから、社外取締役を含む取締役会による監督をより強化していくくという方向性があります。それから三つ目に、監査役による監督を強化するというような観点がございます。

の付与だって、取締役に付与するときには逐一、株主総会に報告するといふような情報が徹底して開示されていれば虚偽の報告なんかできないわけですから、虚偽の報告がなされた後どうするかここにうするかという議論をするよりも、そうした虚偽の報告ができないようなそういう仕組みづくりをぜひしていただきたいと思います。

その幸運の中身でござりますけれども、幸運等の中身ですけれども、それは使用人兼取締役の使用者としての報酬の額、あるいは取締役の退職慰労金及び使用人兼務の取締役の使用者としての退職手当、それぞれの在職期間中の二年分に相当する額、それからストックオプションの権利行使により得た利益ということをございます。

○小川敏夫君 このストックオプション、新株予約権によって受けた利益の点なんですかねども、

われども株価が下がつてしまえば有利じゃなくて現実には損が発生すると。それから、別に有利発行じゃない普通の発行だって、株価が異常に高騰すれば予想以上の利益が出るわけですよね。この場合は、有利発行かそうじゃない普通の発行かということを別にして、現実に得ている利益というものをこれは基準にするんでしょうね。

のあり方だらうと思っておりますが、この国会におきましても、会社法制のIT化を図るための商法改正法案をお願いして成立いたしました。これによつて、株主総会の招集通知であるとか、議決権行使をより行使しやすくする等ことが可能になつたのではないかと思つておりますし、また情報開示の觀点から、計算書類をインターネットにより公開することを認めるというようなこともしておられます。

また少し細かいところに入りますけれども、社外取締役あるいは社外監査役ということがあるんですねけれども、どうもそれは社外という意味がその当該会社にいた者ではない人、あるいは当該会社の子会社にいた人ではないということだけのようで、どうも社外の要件が緩くて、实际上関連企業とか親会社とかそこいらから来た人も社外に入っているというようなことで余り機能していないようにも思うんですが、どうでしょう、こ

○衆議院議員(太田誠一君) まず、免責決議を得た取締役が当該決議の後、新株予約権の権利を行使し、または譲渡する場合には株主総会の承認を要することといたしております。

このストックオーフシン 新株予約権によって受けた利益の点なんですか? それとも、これが実際に権利行使している場合、あるいは予約権を譲渡した場合、そこで実際に具体的な利益額が固まるとと思うんですが、まだ行使していない場合もあると思います。その対処は、法文上盛り込まれていると思うんですが、どういうふうになっているんでしょうか。

○小川敏夫君 法務省の方にお尋ねします。  
この法案を離れた一般的な議論なんですが、これども、今回は実際に取締役が何らかの賠償責任が生じるような、そうしたことをしてしかめた後の出来事なわけで、それとも、基本的には理想的には、取締役が何かしでかしたことの賠償責任の問題をいろいろ代表訴訟制度とかそういうのを構築するよりも、まず一番の原則は、会社法のあり方として取締役がそのような不正ができるない、いわゆるコーポレートガバナンスですか、そういう什

このような種々の方針を組み合わせることによつて株主総会による監督を実効あらしめるということを考えておりますし、さらに取締役会の強化による企業統治の実効性の確保という観点で、現在、商法の見直し作業を進めておりまして、できれば次期通常国会上まとめて提案をしたいといふべくあいに考えております。

○衆議院議員(太田誠一君) 今おっしゃつた、これ普通の感覚でいうと、親会社とか関連会社の役員をやつた人とか役員である者は社外にふさわしくないじやないかというふうに思われがちでありますけれども、事柄は、要是その子会社の方の、この場合は子会社の方の代表取締役などの執行権を持つていてる人から見て独立しているかどうかといふところにポイントがあるわけでして、親会社

の方は、これは定義によって親会社は大株主でありますから、つまり大株主としての発言権の行使をするのが株主の利益を大事にするというコープレートガバナンスの考え方からすれば、その人が来て社外取締役として発言することは逆にふさわしいということになるわけです。

それから、関連会社というのは、定義は恐らく親会社みたいなものなんだけれども株式の持ち株比率が若干低い、一種の親会社ですけれども、そういうところから来る人もまたふさわしいということになるわけでございます。

子会社のまた子会社にとつてはまた話は逆でありますて、まさに子会社の取締役に支配されている孫会社というのは独立した発言権がないわけでありますから、その人たちはふさわしくないということになるわけです。

○小川敏夫君 本当に社外という意味では、ある意味じや当該会社と全く利害関係がないということがあるべき姿だと思いますので、法務省の方もぜひそういう方向でさらに検討していただければと思います。

○衆議院議員(太田誠一君) これは株王の中の代表だから、つまり赤の他人じやなくて株主の中の代表をするような人というのはふさわしいわけなんですよ。あくまでも株式会社のコミュニティーの中の訴訟でありますので、株主の中のだれかが、今の経営権を持っている人に支配されていない株主の代表が来ることがふさわしいわけだから、全然の赤の他人よりはこちらの方がいいと。

○小川敏夫君 どうも私は少し考え方が違うんですけれども、株主の代表といいますと経営権を持つているのが、株主のいわば多数の代表が経営権を持っているわけですから、同じ株主総会の母体から出れば、別に少數株主にその選任権があれば別ですけれども、そうじゃないとすれば、同じ集団から出てくるんであると余り機能しないんじゃないかな。

むしろ、私は、その企業が単に株主の利益のためという会社の目的があつても、そうではなくて

企業が持つ社会性というもの、幅広い観点から考

えたらやはり単に株主の利益というふうにこだわらない方がいいんではないかと私は考えておりま

す。そのぐらいの議論にさせていただきたいと思

りますが、目的は要するに取締役が不正を働いたり誤った方向に行かないように監督するという方

向ですから、そうした方等、利害がない方が当然

ですけれども、一般論として質問しますけれども、

社債の管理会社に銀行がなって、一方、銀行が債

権者であるといって利益が相反するような場合が

あると思うんです。今回のマイカルの例を見ます

と、少しそちらの利益相反に関する規定が今の商法の規定では緩過ぎるんじやないかと私は感じたんですが、一般的なお話で結構ですけれども、

どうでしょう。もう少し、社債権者のいわゆる一般投資家なりそうした保護という観点から見直す

ような考えはありますでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 一般論でございます

が、社債権者というのは非常に数も多うございま

すし、さまざまな方がいらっしゃいますので、そ

の社債を発行する場合には社債権者のためにその弁済あるいは債権の保全その他債権の管理を行う債権管理会社を設置することを法は要求しております。

この債権管理ということになりますと、相当の経験、知識、能力が必要となりまし、万が一社債権者に損害を及ぼしたときに賠償ということもあります。

○政府参考人(房村精一君) 滞みません、ちょっとよろしいでしようか。

○小川敏夫君 じゃ、どうぞ。

○政府参考人(房村精一君) ただいま証券会社と申し上げましたが、銀行、信託会社等ということ

でございますので、訂正をさせていただきます。

○小川敏夫君 じゃ、また最初から。

○政府参考人(房村精一君) ただいま証券会社と

申し上げましたが、銀行、信託会社等ということ

でございますので、訂正をさせていただきます。

○小川敏夫君 じゃ、まだ最初から。

○政府参考人(房村精一君) ただいま証券会社と

申し上げましたが、銀行、信託会社等ということ

でございますので、訂正をさせていただきます。

○小川敏夫君 じゃ、また最初から。

○政府参考人(房村精一君) ただいま証券会社と

申し上げましたが、銀行、信託会社等ということ

でございますので、訂正をさせていただきます。

○小川敏夫君 じゃ、まだ最初から。

○政府参考人(房村精一君) ただいま証券会社と

申し上げましたが、銀行、信託会社等ということ

でございますので、訂正を

○浜四津敏子君 公明党的浜四津でございます。それでは、初めに提案者の方々に御質問させていただきますが、コーポレートガバナンス論の直接の契機といいますのは、何といってもバブル崩壊で、從来はうまくいっていたと思われていた、また国際的にも大変評価されていた日本の経営システムが、結果的には不公正な取引やあるいは不正な行為や不祥事、こうしたことが多発いたしまして、それに対して内外の批判が高まつたことにあります。一体、株式会社というのはだれのものなのか、だれの利益を追求するためにあるのか、また何かあったときの経営の責任というの

は一体だれがとるのかという議論になつてまいりました。

このコーポレートガバナンスの中身の問題としては二つ、一つは一体、公開会社というのはだれのものなのか、それからもう一つは会社の経営のあり方がどうあるべきなのか、この大きく二つに收れんされるのかと思っております。従来の日本の経営では、株主の利益というのは後回しにされがちでありました。したがいまして、広く一般投資家はなかなか投資市場に安心し、また信頼して参加しない、こういう実態が続いてまいりましたが、今回の改正案、公開株式会社の主権者あるいは所有者といいうのはだれであるという考え方を前提としているんでしようか。

○衆議院議員(谷口隆義君) 今、浜四津先生おっしゃったように、戦後五十年過ぎて、我が国的企业社会が大きく変質をいたしておるわけでござります。企業における不祥事、またバブル崩壊後いろいろな問題が出てきておるわけでございまして、今企業におけるコーポレートガバナンスは一体何なのか、こういうことが問われておるわけでございます。

そこで、今の御質問でございますが、本来、株式会社は株主のものでありますし、株主の利益を最大化するといったところに目的があるんだろう

というようにも思つておるわけでございます。

正におきまして、株主の利益の最大化、こういうところに観点を置いた法改正でございます。その意味におきまして、会社の主権者また所有者はだれかと言われば、これは株主である、このようになるんだろうというふうに思いました。

○浜四津敏子君 それでは、二点目の会社の経営として管理のあり方でございますが、これまでの日本型経営システムの最大の問題点はどこにあつたのかを考えますと、それは経営の意思決定、そしてその執行及びチェック、それが取締役会の手を離れたところで行われておりますと、いわゆる取締役会が形骸化して、またチェックシステムが機能麻痺を起こしておるというところにあつたのではないかというふうに思つております。

例えば、経営の意思決定につきましては、法律上は取締役会が決定し、代表取締役が取締役会の監督のもとに執行すべきと、こういうことになつてゐるわけでありますけれども、現実には代表取締役が立案し、常務会などで決定し、取締役会は形式的にそれを追認する、こういう企業が多くつたのが事実でございます。

また、執行につきましても、法的には代取が取締役会の監督のもとに業務を執行すると、こういうことになつて、十分にそういう点においても機能しておらないといいうようなことも言われるわけでございます。

そこで、今般、取締役会のあり方、取締役会改革につきましては、政府におきましても今検討中であるというようなことのようでございますので、これは我々もそういう状況を見守つていただきたいと思います。

○衆議院議員(谷口隆義君) 今、浜四津先生おっしゃったように、戦後五十年過ぎて、我が国的企业社会が大きく変質をいたしておるわけでござります。企業における不祥事、またバブル崩壊後いろいろな問題が出てきておるわけでございまして、今企業におけるコーポレートガバナンスは一体何なのか、こういうことが問われておるわけでございます。

そこで、今の御質問でございますが、本来、株式会社は株主のものでありますし、株主の利益を最大化するといったところに目的があるんだろ

うが今回のコーポレートガバナンス論、深刻に議論されてきた背景の一つにある、それが最大の課題

の一つではないかと考えておりますが、今回の改正の立法趣旨をお伺いいたします。

○衆議院議員(谷口隆義君) まさに、今おっしゃいましたように、株式会社制度そのものがうまく動いておるか、ワークしておるかというような観点で申上げますと、今、先生おっしゃつたように、取締役会の機能、また監査役の機能等々、まだ十分でないようなところがあるわけでございます。商法の改正におきましても、監査役の権限強化、幾たびかの権限強化の法改正を行つてまいりましたが、やはり実務の世界におきますと十分にチェックが働いておらないのではないかと、

このようないかというふうに思つております。また、取締役会におきましても、外部取締役を取締役会に入れてチェックをさせるというようなシステムをとるような会社があつてまいりましたが、一方で、今回の法改正でも大きな問題になつておりますが、高額な賠償が課せられるということで企業に有能な社外取締役が集まらないという声も聞こえるわけでございます。

また、取締役会においてチェックをさせるというような社長を含む代表取締役の指揮のもとで取締役全員が何らかの執行の行為を担当している、それが実態でございました。つまり、監督すべき者が逆に指揮監督される、そういう逆転現象があつたのではないかと思います。

またさらに、執行の長である社長に過度に権限が集中しております、経営トップに対してだれがチェックするのか、それが問題とされてまいりました。本来は取締役会と監査役会によるダブルチェックシステムがあるわけですから、これで十分に機能してこなかつたというのが実態でございます。

こうしたことから、取締役会の形骸化とい

ういうふうに考えておるわけでございますが、そういう

状況におきまして、今回法改正で責任軽減制度を見直したわけでございますけれども、やはり機動的な経営を行う場合に、どうも高額な賠償が課せられますと経営が萎縮するといったような状況でございますので、このような観点での責任減免制度であるとか、またいわゆる会社荒らしと言われるような乱訴の傾向も出でておるというような状況でございますので、監査役の機能を強化し、企業倫理の確立を通じて企業の経営の見直しを図つていくということがございます。

○浜四津敏子君 今回の改正案の立法趣旨の概要をお答えいただきましたが、その中で取締役会のあり方については今、政府で検討中というお話をされました。取締役会の活性化の方策について、現段階で提案者の皆様はどのように考えておられますでしょうか。

取締役会が活性化しない原因の一つとして、日本の企業の取締役の多くが、いわゆるものとの本の企業の取締役の多くが、いわゆるものとの違いにあります。取締役会の活性化の方策について、現段階で提案者の皆様はどのように考えておられますでしょうか。

そこで、今般、取締役会のあり方、取締役会改革につきましては、政府におきましても今検討中であるというようなことのようでございますので、これは我々もそういう状況を見守つていただきたいと思います。

○衆議院議員(谷口隆義君) 取締役会活性化の方策ということでお答えますが、先ほど申し上げましたように、今、政府の方で取締役会機能の強化のための方策が検討されておるというような状況でございますので、これは慎重にその推移を見守つていただきたいというふうに考えておるわけでございますが、いずれにいたしましても取締役会の活性化というのは非常に重要な問題でございます。この活性化の方策につきましては、取締役会のなれ合いを防止する、また各取締役の業務執行についてのチェックが働く方向で検討していくと

いうような必要なんだろうというように思つてございます。

取締役の構成員に外部取締役が入ることによりまして、取締役会における業務執行の妥当性の監査がより客観的に、精緻に行われるということが期待されるわけでございますし、取締役会に外部監査役が出席することによりまして、第三者的な立場から適法性監査が一層図られる、取締役会の業務執行がより緊張感を持つことになるだろう、こういうことが期待されるわけでございます。

また、今回の改正案におきましては、先ほど申し上げましたように、社外取締役の事前責任限定契約制度ということを盛り込んだわけでございますが、これはどうも有能な社外取締役が集まらない、人材が集まらないという観点で、このような制度を導入することによって企業に十分なチェック機能が働くような有能な社外取締役に来ていただくというような観点で法改正をいたしたものでございます。

○浜四津敏子君 確かに、社長の権限が極めて強い日本企業では、その社長に対して面と向かって物の言える有能な社外取締役というのが必要になるかと思います。そういう意味では責任限定といふことも必要だというふうに考えておりますが、それがうまく機能するようにこれから見守つてまいりたいと思います。

次に、取締役の責任軽減についてでございますが、定款変更によつて取締役会決議で責任軽減ができると、こういうことになつておりますが、これでは身内によるお手盛りと言われても仕方がないんじゃないだろうか、あるいはその危険性が非常に大きいと言われてもやむを得ないのでないのかと思われますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(谷口隆義君) 今回、この責任を軽減する場合に三つの方法があると。一つは株主総会によって責任を軽減する方法と、もう一つは定款の変更によりまして取締役会決議にゆだねる方法と、もう一つは先ほど申し上げた社外取締役の事前責任限定契約制度でございます。

この場合に、今おつしやつたような取締役会決議で責任軽減ができるということは身内の手盛りにならないかということでござりますが、この取締役会決議で責任の軽減ができるということは事前に定款の変更が必要でございますし、定款の変更には株主総会の特別決議が必要でございます。ですから、そういう意味においては一次的な株主のチェックを受けるといったことになつております。

またさらに、この責任軽減の対象になる当該取締役は、特別の利害関係を有する取締役ということになりますので、取締役会の決議に参加することはできないということになつております。加えて、商法特例法の小会社以外の会社につきましては、定款を変更する議題を株主総会に提出すると、また責任の軽減に関する議案を取締役会に提出するときには監査役全員の同意が必要だということになつておるわけでございます。

そして、仮にお手盛りになるような決議が取締役会で行われたというような場合におきましては、この決議内容を株主に明らかにするわけですが、ございまして、異議申立て制度、この法案にも盛り込んでおるわけでございます。

○浜四津敏子君 取締役は、先ほどもお話ししましたが、日本の取締役は必ずしも経営のプロではない方が多いわけですが、その取締役の責任軽減事由を今回、善意無過失に限定しておりますが、それは必ずしも経営のプロでございません。

○衆議院議員(谷口隆義君) 修正案では百分の三以上の議決権を持つ株主から異議が申し述べられれば軽減が認められないというような事後的なチェックも入つておるわけで、そういう意味におきましてお手盛りを認めるといったことはならないというよう考へるわけでございます。

○浜四津敏子君 ただいまのお答えで大半重なることは思いますが、たしか当初の公明党案では、取締役会による責任軽減は好ましくないと、こういふうにしていましたと思ひます。にもかかわらず、今回これを認めたことになつたのはどうしてでしょうか、そのポイントをお教へいただければと思います。

ございまして、我々は当初そういうように考えておりましたが、その後、機動的な意思決定が必要だというような現状の状況、また仮に株主総会では臨時株主総会を開かなければならぬと。そうしますと、なかなかこれは難しい話になりますから、定時株主総会まで待つというようになりますが、そうなりますと、長期間非常に不安定な状況になつて、経営の萎縮が考えられるというようなことであるとか、経営の専門家が集まつておる取締役会のメンバーが専門的な見地から責任軽減の是非を判断することに合理性があるだろうといったことを考え、中でもこの異議申立て制度は事後的にチェックできるだらうというような総合的な観点から了としたわけでござります。

○浜四津敏子君 取締役は、先ほどもお話ししましたが、日本の取締役は必ずしも経営のプロではない方が多いわけですが、その取締役の責任軽減事由を今回、善意無過失に限定しておりますが、それは必ずしも経営のプロでない取締役に余りに重い責任を負わせるのは酷だという理由なんでしょうか。そのほかに特にこれを限定した理由はどこにあるんでしょうか。

○衆議院議員(谷口隆義君) 現行制度が総株主の同意がなければ取締役の責任の軽減ができるということになつておりまして、実際にはそのようなことが不可能だというようなことがあるわけでござります。一方、取締役が予見しがたい高額の賠償責任を言われる可能性がある、このようなことがありますと、経営の委縮ということが考えられるわけでございます。

こういう観点で、現在、三十日という熟慮期間でございますが、倍の六十日ということに今回の法改正でいたたたわけでございます。

○浜四津敏子君 また、代表訴訟では、取締役の責任についてさまざまに限定がなされております。責任額の上限については、代取については役員報酬の六年分、取締役は四年分、社外取締役は二年分と、こうなつておりますし、上限の設定には監査役会や株主総会の同意が必要と、こういうことになります。

以上のようないこの法の趣旨からいたしまして、取締役が職務を行つて悪意の場合まで責任を軽減すべきではないということは当然のことです。また、取締役が犯罪行為あるいは重大な過失で会社に損害を与えた場合は対象にはしないと、こなつておりますが、一つには、この上限の基準



正の確保を図るために商法特例法が制定されまして、資本金五億以上の大会社については専門的な知識のある会計監査人の監査を受けなければならぬというようなものとされております。

その後、昭和五十六年に再び改正がされまして、このときはロッキード事件等の企業資金の不正使用が問題とされたというようなことをきっかけとして検討がされまして、監査役に取締役の法令・定款違反の行為を報告するため取締役会を招集し得るというような新たな権限が付与されております。

また、商法特例法上の大会社では監査役は二名以上で、そのうちの少なくとも一名は常勤監査役でなければならないというような監査役の体制の強化が図られました。

その後、平成五年に再び監査役制度の見直しが検討されました。これは金融・証券不祥事等をきっかけにやはり監査役制度が見直されたということございます。商法特例法上の大会社にあって監査役は三人以上で、そのうち一人はいわゆる社外監査役でなければならないというような改正がなされております。

以上のように、戦後、必要に応じまして監査役制度についてその都度改正を行い、相応の対応をしてきたものと考えております。

○井上哲士君 それでは、今後の改定も準備をされているわけですが、商法におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方について大臣からお願いをいたします。

○国務大臣(森山眞弓君) 一般に、コーポレートガバナンスと言われる企業統治でございますが、そのあり方の問題は、企業経営の効率化及び適正化をいかに図るかという問題として認識されておりまして、会社法を主な内容とする商法においては当然のことながら極めて重要な問題であると考えられます。

現在、法制審議会会社法部会では、来年の通常国会への法案提出を目指して、企業統治の実効性の確保を重要な柱とした商法等の改正法案の審議を行つておられます。

具体的には、社外取締役の選任の義務づけ、また執行役及び各種委員会制度の導入などについて検討を進めているところでございます。

○井上哲士君 戦後の商法を見ますと、このようにさまざまな不祥事のたびに企業統治の強化が言われ、監査役の強化がされてきておりますが、しかし依然としてさまざまの不祥事が生じてきている。こういう中で、来年の通常国会の中でも、企業統治の実効性の確保ということが今言われましたけれども、改正が予定をされようとしているわけです。大きな流れでいえば、こういう監査役の強化という方向から取締役会の改革という方向に商法が流れていると。

そういう中で今回出されていますこの法案は、むしろ監査役の強化という方向になつていているわけで、私はこの流れから大きく逆行する方向だとも思ふんです。同時に、代表訴訟制度についても、中間試案が示した社外取締役を中心とした監査委員会などとかわる問題でありまして、全体的な商法の見直しの中でこそ議論をされるべきだと思います。なぜ代表訴訟制度の制限だけを先行させられるのか、来年の通常国会での閣法とともに会社法全般の中で議論ができるのか、数ヵ月も待てないというその理由について提案者から答弁願います。

○衆議院議員(太田誠一君) 井上議員の今御議論は、大分事態の経緯を誤解しておられると思うわけでございますが、このコーポレートガバナンスという言葉自体も我々は平成九年の時点です、自由民主党のコーポレートガバナンスに関する改正案をまとめたときまでは世間で使われていなかつたわけであります。やつと最近使われるようになつたわけでありまして、その当時我々が党内でもつて検討したこと、あるいは特に衆議院の法務委員会や、特に参議院の皆様にもお呼びかけをいたしました。

まして、超党派で平成九年から勉強会を繰り返しております。その中からこの法律が出てきたんだというふうに御理解をいただきたいと思うのですが

、経営幹部に対するチエック、モニタリングの機能を果たすというのが考え方でございます。

そこで、我々も当然そこに一気に行きたいといふふうに思つた時期もござりますけれども、やはりどうしても我が国は監査役制度でずっとやってきているわけでございますから、監査役制度でそれでは全部これは、この監査役制度を改善すること

でございます。

今、コーポレートガバナンスという言葉を使われるときには何をイメージするのかといえば、それは株式会社という一つのコミュニティー、株式会社というコミュニティーの中でそこにある主権者、株主主権とすれば主権者たる株主の長期的な利益を最大にするにはどうしたらいいのか、株主全体の長期的な利益を最大にするにはどうすればいいのかということがコーポレートガバナンスのテーマでございます。そこでは株式会社は株主のものであるという大前提があつて、その主権者である、所有者である株主たちの利益をきちんと守るような歯どめになる、みずからをガーベンする仕組みは何かということを考えていくのがこれはコーポレートガバナンスの議論でございます。

その中で、残念ながらいつもアメリカがお手本になつてしまふわけでございますが、アメリカのコーポレートガバナンスの仕組みというのは、我が国と同様に、ロッキード事件などのスキヤンダルがあつたときに集中的にこのことが議論をされ、そして今日の取締役会を中心として社外取締役に重きを置くコーポレートガバナンスの仕組みが確立をしてきたわけでございます。それを我々もモデルにいたしております。

ですから、社外取締役を中心として、そこでもつて取締役会の中に主として四つの機能、四つの委員会を設けてやると。一つは、今我々がかかるおもてがございますが、このコーポレートガバナンスという言葉自体も我々は平成九年の時点です、自由民主党のコーポレートガバナンスに関する改正案をまとめたときまでは世間で使われていなかつたところに、この後半の二つの機能をあわせて提案をされるなんならば新しい提案になります。

だから、もし政府で出されるときには、法務省で提案をされるときには、この後半の二つの機能をあわせて提案をされることがあります。

たゞますけれども、ただどちらが先立つかといふことはぜひ誤解のないように。これは我々議員立法の方が五年間先行しておるということは、ぜひそれを御理解をいただきたいと思うのでござい

ます。

○井上哲士君 太田議員が「取締役の法務」といふ本の中での経緯も書かれておりますが、今回

た企業統治に関する改正法案を内容的には一步先を行くような問題提起がされている。」、こういう書き方をされております。確かに、議論がどつちだつたのか、そういうことは今るる長々と御答弁があったわけですが、現実に議論を始めたのはどつちが先か知りませんが、その先を行くような法律が出てきておると、こうお認めになつてゐるわけですね。

本法である商法を虫食い的にそいうやつて改正をしていくのが本当に今いいのかということだと思ふんですね。まさに、大改定がやられようとしている目の前でなぜ、まさに数カ月前にこの国会でしかも会期末の議事の中で日程もない中でこういう審議になるのかという、納得のいく御説明では私はなかつたと思います。

り、株主総会の招集通知の早期発送、役員報酬の開示、これは総額、最高額、平均額が示されており、この改革が進められております。こういう株主総会の改善というのは、この代表訴訟の意義というものを大変明瞭に私は示していると思います。

害者雇用納付金の支払いに対する責任を追及して提訴されておりまして、これは和解をいたしましたて、日航は法定率達成努力をするという約束をして和解するなど、企業のあり方を問うという点でも大変大きな役割を果たしているかと思います。この株主オンブズマンのパンフレットには、現

そして、それが今度の通常国会に出されようとしている。今のお話では、なぜ通常国会まで待つて共通、一緒の議論をしないのかということの理由にはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

この株主代表訴訟の中で、株主オンブズマンの皆さんが大変大きな役割を果たしてこられました。弁護士や公認会計士などの専門家と株主や市民で構成される企業監視の市民団体として一九九六年に結成をされております。

○衆議院議員(太田誠一君) 株主代表訴訟という制度は、先ほど申し上げましたコーポレートガバナンスという視野の中で見ると必要な制度であるというふうに思っております。そして、我が国においてもよその国においても、その果たしてきた役割は非常に大切で、株主の利益を常に念頭に置いていた経営がなされるようになるという中で役割を果たしてきたものと思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたアメリカ

じて政治に発言していくように、株主は株主権を行使して会社経営に発言するのは当然のこと”でありますと言った上で、「今いろいろな面で株主の基本的な権利を制限し会社経営者の地位をぬるま湯状態で保全しようとする動きが陰に陽に活発化しつつある。とんでもないことがある。」ということで、この間の動きを批判されているわけであります。

われは、ここは立法権をもつておらずので、我々は國民から負託をされて國民自体を縛る立法権をゆだねられているわけでござりますから、我々が立法するのは当たり前のことです。だから、政府が出しただから遠慮しておくのはどうも理解できない。

七千万円を支ね、としう和解が成立をしておりま  
す。高島屋自身もこの和解に参加をして、総会屋  
との断絶や株主総会のモニター公開などが実現す  
しております。さらに、総会屋への巨額融資など  
の利益供与で第一勧銀の元役員なども提訴をさげ  
るなど、いろんなこの間の大きな訴訟の中で役割  
を果たしておられます。

初において相当これは開きがあつたわけでござい  
るのは、手間もかかるし、あるいは組織が必要でござ  
いますから、本来は政府と一緒に何でもやつた  
方がこれは楽ではありますけれども、やっぱり当

ラーゲロンドンの金属取引所を舞台にした銅の違法な簿外取引によって二千八百五十二億の損失を出したことが明らかになつた、この問題を訴訟を起こして元役員などに損害賠償を求めた代表訴訟もやられております。

は相当開きがあつたわけでござりますから、我々は、考え方、法務省、法制審議会の方々と我々は、この国会においても、別にこの国会で初めて出したんじやなくて前国会からの継続でござりますので、そこは、いぶかしいがることに對して私の方ではいぶかしいというふうに思うわけでございます。○井上哲士君 最初にも言いましたけれども、基

この住商の事件では、かつてオンラインマンのメンバーの方が住友商事の株主総会で退職慰労金に関する質問をしたところ、総会に出席していた社員株主が異議なしといふ大合唱をしてその声をかき消すと、こういう怒りもあって訴訟を起されたということを言われております。しかし、結果として、翌年からこういうしょんしゃん総会をやめて、丁寧に説明するようにな

したがって、現状はそこまでこの代表訴訟にすべてを頼らなくても、代表訴訟というこのコミュニティーの外の権威に頼らなくても、自分たち自身でみずからを統治していくという、そういう方向が一定の役割を果たすようになってきたということだと思います。

○井上哲士君 この代表訴訟は、例えば日本航空については、障害者法定雇用率の未達成による障

ります。  
そういうことから、今回のこの法案の提起に当たりましても、さまざま私ども、党内で議論をいたしましたけれども、原案のままではむしろこの株主代表訴訟などについてもこれを減退させるということになりはしないかということを大変心配いたしました。それに基づきまして対応を考えようということになりました。

度導入しようとしている独立した監査役会というものを設けて、そこで同様の役割を、チェックをし、モニタリングをする役割が果たせないかといふことを考えてこの制度を洗練させてきたという経緯があるわけでございます。

したがつて、現状はそこまでこの代表訴訟にすべてを頼らなくとも、代表訴訟というこのコミュニティーの外の権威に頼らなくても、自分たち自身でみずからを統治していくという、そういう方向が一定の役割を果たすようになってきたということだと思います。

○井上哲士君 この代表訴訟は、例えば日本航空については、障害者法定雇用率の未達成による障

いう制度として必要なものだし、意義のあるものだと考え、そしてまたこれまで非常に、御指摘のあつた中でも代表例などのお話がありましたが、れども、それにもあらわれておりますように、私は今後もやはり活用されるべきものだと考えております。

そういうことから、今回のこの法案の提起に当たりましても、さまざま私ども、党内で議論をいたしましたけれども、原案のままではむしろこの株主代表訴訟などについてもこれを減退させるということになりはしないかということを大変心配いたしました。それに基づきまして対応を考えようということになりました。

それで、本修正案になつた次第でござりますけれども、株主代表訴訟の原告適格の制限ということが原案にはございましてけれども、私どもとしては、今申し上げましたような立場からこれを肯定するわけにはいかないということで、折衝の結果、提案者の方もこれについては原案どおりでございといふことになりましたので、私どもは一応の満足を得てゐるということになるわけでございまして、その点、御理解をいただきたいと思いま

定をしてきていると思うんです。平成十二年のこの新受件数のうち、取締役の賠償責任が認容された事件、和解で終わった事件、請求棄却、請求り下げ、訴え却下、それぞれ数はどのようになつてゐるか。

○最高裁判所長官代理者（千葉勝美君）

いたしましては、既済事件の内訳につきましては正式な統計というのはとつておりますんけれども、取り急ぎ手元の資料を調べてみましたところ、平成十二年の既済件数の総数は九十六件でござりますが、その内訳につきましては、請求認容が五件、それから和解が十六件、請求棄却が二十一件、取り下げが二十件、訴え却下が十七件、不受理なものが二件、以上でございます。

○井上哲士君 大体三分の一は取締役の方が勝訴をしておるわけです。しかも、衆議院の答弁ではございません。

○井上哲士君 「応とはいえ満足のいけるものなんだろうかと私は思うんです。今、提案者からも修正案の提案者からも、その意義についてはそれぞれお認めになつたわけですが、しかし実際にやられようとしているこの法案を見ますと、代表訴訟が果たしてきました役割を私は奪つていく方向だと思います。ですから、先ほど来紹介してきました株主オンブズマンの皆さんも無責任経営者を免責する立法に反対しますと、こういう声明を衆議院での通過後に発表されております。

先ほど紹介しました住商の代表訴訟にしましても、違法行為を問うものでありませんでしたが裁判所の勧告でことし三月に和解をしておりました。住商のような例は、この法案が通りますと取締役の責任減免に直結することになります。株主総会の改善どころか、逆行させるんではないかという指摘もあります。

最高裁の統計ということではございませんか、へ  
国で一番この種の事件が係属しております東京  
裁の担当の裁判官の方に問い合わせをいたしま  
て、その感覚的な意見ということで御理解いた  
きたいと思いますが、感覚的な意見では非公開  
社のものが大体八割以上である、こういうことご  
ざいます。

○井上哲士君 このように、実際のところで、ますと、言われているような大企業の取締役などの責任が認められるという件数というのはごく、ずかであります。しかも、乱訴の歴どめは裁判の担保提供命令で十分に私は機能をしていると、うんですが、こういう実態でなぜ乱訴と提案者言われるんでしようか。

たとして、〇・〇五、もつとですかね、〇・〇  
ぐらいですから、今おっしゃった、相対的には  
会社の方がずっと多いということになるわけで  
ざいます。わかりますか。いわゆる大会社が二  
だつたらば、それは全体的にいえば大会社に偏  
しているということになるわけでございます。

それからまた、訴訟件数が少ない、といつて、それは大変世間の耳目も引くし、また人々の関も強い。どちら側においてもですね。訴訟を起そうとする人たちの間でもその関心は高いし、生なんかも関心をお持ちであるぐらいでござります。それから、やられる方も関心が高い。それでこの訴訟が起きて、実際に担保提供命令ができるまでも相当時間がかかるわけですが、ますからこの間に眠れない日々を過ごして、経営が萎縮すると、いうことは美祭あるじゃないですか、これ

いろいろな不祥事や総会屋との関係などを含めまして毎日のように新聞をにぎわしていると、こうう事態があるからこそ、この株主代表訴訟が大な役割を私は果たしてきたんだと思うんですね。今のは御説明にならないんではないかと思うんです。す。

れも盛んに理由とされるわけですが、何をもつて言われているんだろうかと私は思うんですね。任をかぶるのが怖くて、取締役に就任する者が実際に減って定員が満たないとか、そんな事実が体起きているのかと。やはり、法改正をして新たな制限をかけようとする以上、そんな話もあるうだとかじやなくて、具体的なこととして私はらかに示していただく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 人が何をどう心配するかというのは、起こってしまった人にはことはほぼ発言権はなくなるわけでございます。こ

からあるいは目下さらされている人たちのその主観的、それはアンケート調査でもやればいいけれども、アンケート調査まで、どこかでやつていましたよ。そういうものをお示しもしてもいいけれども、アンケート調査にしたって主観的なものですからね。そんなに心配するなど、おまえは気が

小さいと言われば、みんなそのとおりなんだけれども、現にその心配をしている声がほうはいとして沸いていることも間違いないし、聞こえてくるし、そしてそれはそうだうと。

何十億という、あるいは何百億という総額のもの抱えて、そして会社の仕事をしながらやつておるというふうなことは、会社の仕事を仮にやめてしていなくとも、自分の一代で終わればいいけれども、仮に自分が亡くなつた後判決が確定したたら、それには子々孫々まで云わるわけござります

出した直後に新聞などが一斉に社説も書きました。例えば、平成十二年九月二十一日付の東京は暴走防止を名目に株主の権利を守る制度を骨抜きにするることは許されない、経営者が常に緊張し忠実に職務を遂行していれば訴訟などを恐れることはないはずだ、こう指摘をいたしました。それから、同じ日の読売は、法令を遵守し、情報公開で経営の透明性が確保されていれば恐れることないと、こう書きました。今回この審議、この法案が議論をされている中で、つい先日の十一月二十八日付の朝日は、危険な出資や回収の見込み乏しい融資などについて代表訴訟に耐えられないとの理由で断る企業は少なくない、制度のこうした効用も忘れるべきではないと、こういう指摘をいたしました。

夜も眠れない経営者がおるということを言わわれましたけれども、法を遵守し、情報公開で透明性が確保されていれば恐れることはない、こうう各種マスコミの指摘は、提案者はどう受けとめ

ていらっしゃるんでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) それは、自分自身がそういう目に遭わないという状態であれば、恐らく、人には厳しさを求めるはずからには甘いという人の常でありますから、それを書いた人たちが実際にそのような状況に身を置いてみればわかると思うのでございます。

それから、責任が重い地位についた人たちがその責任を問われるのは当たり前でありますけれども、しかしながら一たんそういう世間に見れば恵まれた地位についたからといってみんなにいじめられてもいいとか足を引っ張られてもいいんだ、そういうことはない。やっぱりリーダーはリーダーとしてそれは尊重されるのが健全な社会だろうと思うのでございます。だから、我慢をしたりとか、それに耐えられるはずだと、そういうことではない。それはやっぱり、世の中にはいい人ばかりじやありませんから、悪意で訴訟を起こす人がたつて現にいたわけですから、そうしたば、悪意で訴訟を起した者が、本当にそのとおりにきちんと正邪を区別してもらえばいいけれども、区別されるかどうか決まるまでは心配で心配でしようがないというのは当たり前のことじやありませんか。

○井上哲士君 提案者自身がおっしゃいましたけれども、大企業という極めて社会的な責任の大きいところの経営に携わる人には当然のそういう責任がつきまとってくるわけであります。

そして、悪意の訴訟を起こされて、それが心配でたまらないということを言わされました。例えば東京地裁の判事がこの間の地裁における商事事件の概況を雑誌で出されていますが、最近の事件処理の動向としては、担保提供命令の申し立てに対する判断が迅速に行われるようになってきていると。この点でも改善はどんどん進んでおるわけでありますし、先ほどの最高裁からの御答弁にもありましたように、実際にはこういう担保提供命令など乱訴の歯どめというのは随分されているはずだと思うんですね。それにもかかわらず、こ

の乱訴、萎縮ということをあくまで理由にされるとということはこれはやはり国民的に私は理解、納得のいかない方向だと思うんです。

改めて、忠実に職務を遂行していれば訴訟などを恐れることはないはずだ、こういう各種マスコミ等の指摘について御認識をお伺いします。

○衆議院議員(太田誠一君) ちょっと私は、この株式会社の中の紛争の処理ということについて、従来の全体として商法学者などの考えていたことと我々が考えていたことと大分違うと思うのは、これは普遍的な正義を貫くためにこの代表訴訟制度があるんだというふうに考えて嫌いがある。

我々は、そうじやなくて、株式会社というのは株主のものであって、その中のいつてみれば大多数がこれでよいと思う、何が大事かと思うことがこれは大切な、その株主の大半の意思のとおりに動いていくことがよいことなんだと思っておりますので、例えば従来の法律のように、全員が一致しなければ免責ができる、何が大事かと思うことはどう考えたっておかしいと。たつた一人の人が反対すれば残りの九九%は賛成してもできないといふルールはワーケしないルールでございます。

この場合について言えば、免責をする、取締役

それは和解でやるというのが普通でございますし、それを取締役の社会 株式会社における取締役については今までが制限をしておったと、これからも制限をしておくことになりますからもおかしくない。

○衆議院議員(保岡興治君) 今、太田提案者が言われたことは、コーポレートガバナンスの基本中の基本を言わされたわけですね。株主の最大利益を目的とする、その会社の所有者の意思を最大限尊重するのが、そしてガバナンスしていくのが基本ではないかと。したがつて、多数の株主が取締役の責任軽減をしたいと考えても、一単位株主が訴えた場合に全員がこれに同意をするということはあり得ないですから、事実上、多数の株主の意思を無視しているような法制度になつていています。

それが基本であると同時に、また今、会社は小さい同族会社、中小企業というのもたくさん日本での経済を支えておりますけれども、また国際競争力を有し、そして国際的な舞台で日本を牽引している企業もたくさんあるわけです。そういう企業がやはり複雑な国際的な広がりの中で法制度がちつと理解し、いろいろな複雑な事態に対応して経営判断するということはかなり大変な難しい、厳しい判断を日々しているわけでありまして、そういう中にあって取締役の報酬というものを、会社が大きく利益を上げたから、あるいは日本の経済の発展のためになつたから物すごい役割をある意味ではしているわけですね、そういうケースでは。ところが、損害を受けたら、会社が損害を受けて経営判断を仮に軽過失で間違つて損害賠償を、これまでの会社規模ですから、どんと個人の負い切れない、背負い切れないような訴訟リスクがその代表訴訟の欠陥によつて襲つてくるわけですね。

そういう意味での、報償の原則と参考人が衆議院で言われましたが、やはり一生懸命努力して会社全体のため、日本経済のために頑張る。その反面、ミスをした場合に、やはりそれを軽減した

り、会社自身が株主の中長期の利益を考えて総合的に経営判断して軽減する措置を封鎖するというのには、これは私は公正なコーポレートガバナンスのルールではないと。そういう基本的な立場に立つて我々はやつているのであって、あわせて現実の問題としても、そういう個人で負い切れない、背負い切れない巨額な訴訟リスクを背負う経営者

というものになり手もなかなかないというようなケースも考えられないわけじゃないし、先ほど太田提案者が言わされたように、日々眠れない夜を過ごしていたり、乱訴に悩まされている会社や経営者がいるということをこれはきちっと理解しておかなければならない、そう思つて提案したわけ

が、現在、取締役の報酬というのが日本では情報開示をされていないという問題点ありますけれども、いろんな報道などを見ますと、大体この二年から六年ぐらの報酬であるならば保険で賄える

ことが言わされました。今回、二年、四年、六年ということが上限として出てきたわけであります。それがいるということをこれはきちっと理解しておけば、何の痛みも感じないんじゃないかと、こういう批判があります。

○井上哲士君 個人で負い切れないリスクということが言わされました。今回、二年、四年、六年ということが上限として出てきたわけであります。それがいるということをこれはきちっと理解しておけば、何の痛みも感じないんじゃないかと、

は、提案者、承知をされているでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) そういう商品が世の中に出回つてているということは聞いております。それはこういうことですね。大変なリスクがあるということに對して、それぞの努力でもつてどういうふうにヘッジをしていくのかというのは合理的な行動でありますし、それだけ商品が売れるということは、それだけみんなが心配しておる、夜も寝られない人の数が多くなつてきてるといふことがあります。

○井上哲士君 保険金の実態などはなかなか個々の保険会社などのこともありますて公表もされていない部分があるんですが、私も聞きますと、例えば支払いの限度額、年間十億ぐらいの保険で年間保険料が一千万ぐらいというようなお話を伺

いました。この一割程度が取締役本人の負担で、

残りは会社の負担ではないかと。実際はしかも取締役の報酬自身は開示をされておりませんから、

一割本人負担といつづつ、それは上乗せされて報酬に行っているんではないか、こういうようなことを言わわれているわけですね。そうしますと、ほとんど本人の懐は痛まないと。

最近は、こういういろんな動きの中で保険会社もいろんな商品を出してあります。私、インターネットで幾つか見ておりますと、ある損害保険は、通常の会社役員の賠償責任保険に五十億円を上限とする責任限度額の積み増しを可能にする上乗せDアンドO保険、こういうのを発売したということになるわけですね。

もう上限がはつきりとした場合に、そういう保険に、しかも自分の金じやなくて会社の金で入るということになりますと、事実上、免責ということになるわけですね。先ほどもありましたように、今回の訴訟が適度な緊張感をこの制度がもたらしているという中で、こういういわば保険で貰える、何の痛みも感じないということになつた場合には、結局、問題の解決にならない、モラルハザードを引き起こすようなことになるんではないかと、こういう指摘についてはどうお考えでしょう。

○衆議院議員(太田誠一君) よく法律を読んでい

ただきたいんですが、我々が提案しているのは、

免除できる額の限界を決めているのであります

て、訴訟そのものにしたって、それから取締役会

にしたって、幾らでも、これ以上はまけちゃいけ

ませんよという下限を示してるのであって、そ

れから上は青天井ですから、どんな結果にもなり

得ますよ。株主代表訴訟で損害賠償請求されるのは、これはいまだに青天井でございます。ですか

ら、それは心配ないじやないかと、これはそこま

でみんながぎりぎり幾らまでたとしてもこれ以上

まけられないという下限を示しているのでござい

ますから、これはよく大変誤解している人が多い

んですけれども、下限を示しているので、したがつ

てそれから上は幾らもあるということをござい

ます。

それから、十億円の保険で一千万円の保険料といつたら、すごいですね、これは。すごいもうかる商品じやないですかな、一千万円を払うと十億円。例えば私、それは計算してみないとわかりませんけれども、今例えれば六年だとしますね。下限

ぎりぎりで損害賠償額が決まる。十億だったらばどうなるのかといえば、代表取締役でしようと、五期かやつたと。そうしたらば、それこそ五億、それだけで。それにいわゆる退職慰労金が出来ますから、退職慰労金が五億というようなことだとし

ますよね。

そうすると、年間に五千万円の所得があつてやつておる代表取締役が年間に一千万円の保険料を払うというのは、これは痛くないと言えますかね、ぎりぎりのところ。そこは人の考え方でありまして、税金も払つておるし、生活もしなくちやいかぬので、そこで一千万円を毎年払い続けることは大変な負担だろうと私は思います、しかしながらそこは一つの物の考え方でございますから、リスクがなくなつたというふうにいえば、リスクに対するヘッジをするのは、それは自由主義社会なんだから、いろんな商品が出てきてもあるが、入るもの自由でございますけれども。

それは、また、会社が払うのが当たり前によ

りおつしやつておりますけれども、そうなんで

すかね。本人が払うというところも随分あるん

だし、入るもの自由でございますけれども。

○井上哲士君 私ども、株主オンブズマンの皆さ

んなどにもいろいろお話を伺いましたけれども、

やはり今、実際のところは大半は会社が負担をし

ておる。先ほど言いましたように、本人負担は一

最低限だと言わされましたけれども、実際の運用で

いいますと、これがむしろ上限になつていくと私

は思うんですね。

そうなりますと、結局、事実上の免責という方向になつて、本来のこれが損なわれるということになると私は思います。いかがですか。

○衆議院議員(太田誠一君) いや、申し上げます

が、法律に書いてあることは下限を決めてあるの

で、これは法律上、非常に日本語として難しか

らよく誤解を受けるわけで、これ以上は下げられないと、これ以上は下げない、これ以上でいきなさいということなんですから、そこはちょっと世間に誤解を与えるといけませんので、ぜひそ

こはすつきりしていただきたいと思います。

○井上哲士君 や、別にすつきり理解をしてい

るつもりであります。

次に、そうしたら、取締役が結果負うべき責任額がどうなるのかと、こういう問題になつてくるわけですが、悪意とか重過失とか軽過失とか、いろいろ裁判官で非常に認定も難しい問題を総会や取締役会にゆだねるということにもなるわけでありますが、本来、裁判所が公平な、公正な結論を下した。その判断を総会や取締役会という私人が覆すことになるではないかと。法律とは本来、最終的にるべき判断基準を示すものであつて、裁判所が間違つた判断をするから私人がひっくり返すようなら、法律のあり方としてはいかがなものかという指摘も学者などからされておりますが、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほどから申し上げ

すような、法律のあり方としてはいかがなものかという指摘も学者などからされておりますが、この点はいかがでしようか。

○衆議院議員(太田誠一君) 株式会社は、それは株、上場をしていれば隨時これは譲渡可能なわけ

同士が経営判断のもとになれ合つて問題を解決しないというときに、この株主代表訴訟というのが機能をしていくわけですね。そうしますと、先ほ

ど来言われているようなコミュニティーの中などでいうことになりますと、これはやっぱりお手盛り

したことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

人じやないわけでありますので、一般的な社会正義とか社会通念に基づいた判決を下すわけでござります。

いますので、何が優先するかといえば、私は、それがみずから統治するコミュニティーの決定の方

が私は優先するんだと思います。お金を出し合つている仲間なんだから。

○井上哲士君 今日本の株主の構造からいいま

すと、法人の持ち株とか、法人持ち合い株の株主の比率が極めて高いということがあるわけです

ね。そうしますと、今コミュニティーと言われます

したけれども、結局、そういう法人持ち株が高い

という中で、各会社の経営者がその権力を、議決

を行なっていくということになりますと、いわば

コミュニケーションの中のお手盛りという批判も受け

ざるを得ないと思うんですね。

もともと、いろんな問題が起きても同僚取締役

の比率が極めて高いということがあるわけですね。そうしますと、今コミュニティーの中でど

ういう批判を免れないと思うんですが、その点は

どう言われているようなコミュニティーの中でど

ういうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

いうことになりますと、これはやつぱりお手盛り

ただ、今おっしゃった、今株式持ち合い状態が支配的であつて、そのことが株式会社らしい株式会社がこの国には少ないのではないかというお話しは、私もそのとおりだと思います。それは、しかしながら、ここ数年間急速に持ち合い関係は解消されてきて、ややアングロサクソン型といいますか、アメリカ型に近づいてきている途中だと思います。特にアメリカにおいても、どうしてアメリカでそれじやこれだけの株主の長期的な利益を最大にするということが仕組みとして成り立つたのかといえば、やはり個人の株主の固まりである年金ファンドのようなものが典型的な株主としてその存在を増してきた、存在感を増してきたということがこの二十年ぐらいの間の歴史だと思います。

そういうものが我が国においてもあつた方がいいし、それは、特にこの秋から導入されました四〇一Kのような制度でもつて、たくさんのサラリーマンやOJの方々が株主の、小さな株主に近づいてくるとは思つております。

○衆議院議員(谷口隆義君) 今、太田提案者からおつしやつたわけでございますが、本改正案におけるお手盛りのお話が出たわけでございますので、若干、本改正案についてどのようなチェックがなされておるかといったことについて御説明をさせていただきますと、本来この取締役会決議でやるからお手盛りじゃないかと、こういうことになるわけですが、そのまず前提として、定款を変更しなきいかぬということですから、株主総会の特別決議をやらなければならないということがありますね。ですから、一次的にその株主のチェックを受ける。

また、取締役会で議決をする場合には、当該取締役はその利害関係があるわけですから、その取締役会に参加できないということになるわけでございます。

また、最終的には、取締役会で決まって、仮にお手盛りといったようなことがなされますと、それに対して異議申し立て期間がございまして、それがの期間内に、当初は二十分の一以上、この修正後におきますと百分の三以上の議決権を持つておる株主が異議を申し立てるとその決議が成り立たないといったようなことで、これはお手盛りにならないというように考えておるわけでございます。

○井上哲士君 二十分の一から百分の三に修正をされたということではあります、しかし現在の、やっぱり今の株の持ち合いの状況などを見ましたときに、その百分の三でも一体正常に言われたようない方向で機能するのかどうだろうか、私は大変疑問でありますし、そういう声もいろんな方面から出ておりまして、やはり国民の目から見たときにお手盛りという批判は私は免れ得ないのではないかと思ひます。

時間が残り少なくなりましたので、私は、今本當に求められるのは、こういう形での代表訴訟のいわば制限という方向ではなくて、もっと利用しやすい方向に改善をすることこそ先決だと思っております。

法制審の委員でもあった元神戸大学教授の河本一郎弁護士は、株主代表訴訟は現在の我が国で経営者の不當ないし違法行為防止に最も大きな力を発揮していると言えます、あるいはそのための唯一の制度であると言つてよいというような指摘もされております。こういう点からいろんな改善を図るべきかと思うんです。

持ち株会社への移行で代表訴訟が却下をされるという判断も先ほどありました。大和銀行ではどうなるんだろうかという声もあるわけであります。が、例えばアメリカでは親会社の株主が子会社の取締役の責任を追及する多重的代表訴訟が判例上否定をされていますが、例えばこういう方向での改正こそもっと私は進めるべきだと思うんです。が、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) もちろん、これで何

もかも百点満点のものができたとは思つております。そこで、さまざま角度から新しく起きてくる事態に対しても適応して、まず手直しをしていかなくてはいけないと思つております。

○井上哲士君 時間が参りましたが、御議論を聞いておりましても、私には、提案者の皆さんからは経済界の言葉は聞こえてまいりましたけれども、やはり国民の今の目線、個人株主の声というものがなかなか聞こえてまいりませんでした。

やはり、我が国のこの間の企業の実態を見ますと、取締役、経営陣の力が強大であります。経営陣のモラルハザードを示すいろんな一連の事件がとりわけ九〇年代以降起こりまして、異常なバブル経済を引き起こすその一因ともなりました。これに対するチェック機能がまだ日本が弱いということもこそが問題にされるわけであります。

それに逆行するような方向になつて、そういう機能の強化こそ今必要な問題だと思っております。これに逆行するような方向になつて、質問には反対ということを最後に申し添えまして、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

商法の改正がたびたび行われておりますが、来年の商法改正も俎上にのつております。法務省においては商法等の一部を改正する法律案要綱中間に試案の法制化作業が進んでおりますが、法務省が現在進めている法制化作業と今回の議員立法の商法改正との関係と、いうものはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 先生御指摘のように、ただいま法務省では会社法制の全面的な見直しを行っております。法制審議会では、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善及び企業活動の国際化への対応、こういった各種の観点から会社法制の見直しのための審議を行つておるところでございます。その審議途中の本年の四月十八日に商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案を公表したところでございました。

この中間試案におきましては、企業統治につけて申し上げますと、企業統治の実効性をより高める観点から取締役の機能強化を図るという、そのため社外取締役選任の義務づけであるとか執行役及び各種委員会制度の導入といった諸方策を検討しております。

この取締役制度の改善というのは、代表取締役の業務執行につきまして、主として妥当性の観点に基づいて行われる取締役の監督機能の強化を図るということが主たるねらいでございます。一方、監査役による監査は主として適法性の観点から行われますので、今回、改正で監査役制度について監査機能の強化が図られておりますが、その部分とは現在、法制審議会等で検討しております法務省のものはやや違う観点から行つて、いわば相補うような形になつているということが現状でござります。

○福島瑞穂君 商法改正のメニューは二つあると思うのですが、監査役制度をできるだけなくすといふか少なくしていく方向と、それとも監査役の権限を強化するという方向と、二つあると思います。

というのは、この質問をまずさせていただくのは、今おつしやつたように監査役の機能を適法性の面に限るのか、それとも監査役の権限を強化するのかということで、基本的に商法改正の方向がきょう議論になつておる議員立法と今法制化作業が進められている商法改正は方向性が異なるといふふうに考えますが、これは全体としての整合性として非常に問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 法務省で取締役会の機能強化と申し上げましたときに監査役との違いが一番大きいのは妥当性監査の部分でございますが、当然のことながら、取締役会は適法性監査も行うわけでございます。それで、今回の取締役会機能強化で、特に選択制、経営委員会制等をとつた場合に監査役を不要にするという考え方でございますが、これはそういう取締役会の監査機能を非常に強化した場合にはあえて監査役をそのほかに置く必要がない場合もあり得るということから

これを会社の選択にゆだねるということでおざいます。まして、決して監査役そのものを不要とする、そういうことではないわけでござります。

今回の法案で監査役が存置される場合に監査役の機能をさらに強化するということが主たる内容になつて、いかうかと思いますが、そのことと現在、法務省が考えていることが決して矛盾するわけないと理解しております。

○福島瑞穂君 説明をしていただいたんですが、取締役会の監視の機能を強化するという問題と監査役に注目をして監査役の権限を強化し、そのことによって会社を監査するというのでは、やはり方向性が違うのではないか。というか、端的に、監査役の位置づけがやはり議員立法と法務省の今法制化手続は違うんではないか。監査役の位置づけと、取締役の選択権限を強化するという点ではいかがですか。

○政府参考人(房村精一君) 法務省として取締役会強化の場合に考えておりますのは選択制ということと、会社にその選択を許すという形でござります。

○衆議院議員(房村精一君) 法務省として取締役会強化の場合に考えておりますのは選択制ということと、会社にその選択を許すという形でござります。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほど私の方にお尋ねがなかつたんですが、それは監査役の制度と今回この法務省で検討しているものの関係ですが、それは答えておきたいと思います。

○衆議院議員(太田誠一君) さつき井上先生の御質問に対し申し上げたんだけれども、もともとモデルは一緒なんですよ。モデルはアメリカの株式会社の取締役会の制度のモデルがあつて、それ

したがいまして、取締役会の機能を十分に強化して、妥当性監査も適法性監査も十分に行えるようない体制をそこでとれる場合にはあえて監査役を置く必要はないというふうなことを申し上げているわけですが、いまして、監査役を置く場合にその監査役の機能をどの程度に強化するかということとはやや観点が異なつておりますので、そういう場合には備えて、監査役を置く場合に備えてその監査役の機能をさらに強化するという今回の立法とはある意味では相補うものではないかといふふうに考へておきたいと思います。

○福島瑞穂君 選択といつても、取締役会の権限は強化という方向と監査役の点ではやはり個人的に免除了の下限を決めたものという点では非

常に問題だと思いますが、ここで取締役の報酬にまつて取締役の責任の免除のことが議論になつております。先ほどの議論で、責任の上限を決めたもの、免除の下限を決めたものという点では非

常に問題だと思いますが、ここで取締役の報酬にまつて取締役の責任の免除のことが議論になつております。先ほどの議論で、責任の上限を決めたもの、免除の下限を決めたものという点では非

関して、例えば銀行に関する公的資金が投入されておりますが、どんなに調べても各取締役の報酬は現在のところ出てきておりません。情報開示が

日本企業では非常にされていないわけですが、ども、アメリカの企業に比べて。

そういう制度のもとでこの責任の上限を決める、免除の下限を決めるということはやはり私も大変問題だと思います。この点についていかがでしょうか。あるいは、せめて責任の上限、免除の下限を決めるのであれば、取締役各個人の報酬の開示を最低限すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 先ほど私の方にお尋ねがなかつたんですが、それは監査役の制度と今回この法務省で検討しているものの関係ですが、それは答えておきたいと思います。

○福島瑞穂君 どうぞ。

○衆議院議員(太田誠一君) さつき井上先生の御質問に対し申し上げたんだけれども、もともとモデルは一緒なんですよ。モデルはアメリカの株式会社の取締役会の制度のモデルがあつて、それ

したがいまして、取締役会の機能を十分に強化して、妥当性監査も適法性監査も十分に行えるようない体制をそこでとれる場合にはあえて監査役を置く必要はないというふうなことを申し上げているわけですが、いまして、監査役を置く場合にその監査役の機能をどの程度に強化するかということとはやや観点が異なつておりますので、そういう場合には備えて、監査役を置く場合に備えてその監査役の機能をさらに強化するという今回の立法とはある意味では相補うものではないかといふふうに考へておきたいと思います。

○福島瑞穂君 選択といつても、取締役会の権限は強化という方向と監査役の点ではやはり個人的に免除了の下限を決めたものという点では非

常に問題だと思いますが、ここで取締役の報酬にまつて取締役の責任の免除のことが議論になつております。先ほどの議論で、責任の上限を決めたもの、免除の下限を決めたものという点では非

常に問題だと思いますが、ここで取締役の報酬にまつて取締役の責任の免除のことが議論になつております。先ほどの議論で、責任の上限を決めたもの、免除の下限を決めたものという点では非

百万を超える会社があつてそこに取締役がいるわけでございますが、全部その人たちの報酬は株主総会で一人一人細かく開示しなくちゃいけないかはどうかになりますと、我々は今報酬は、所得は開示させられている、資産も開示しておるけれども、この人たちはすべきであるということはどうかなと。そこは、公的な権力を持つていても開示をしていない人というのは大勢いるわけでもありますから、そこは公的な権力の人たちの全部が開示しているわけでもないときに、民間のコミュニティーの中のリーダーにそれだけのノルマを課せられるかどうかということでございます。

それからなぜアメリカで開示されていたのかというと、アメリカで開示されたのは、途方もなく高い給与を取つているから彼らは開示を求められるんです。一人で何十億円という所得をアメリカの取締役は持つていてから開示をする意味があるわけでございます。日本の取締役は少なくともいいから出せと、こういうふうに言うんでしょうけれども、それに比べれば百分の一、そのぐらいのものでしかないから、それは開示した方が私もいいと思いますよ。いいと思いませんけれども、恥ずかしいから見せたくないと言つていてものどうして出せということを強制できるかどうかかというのはちょっと微妙なところだと思います。

○衆議院議員(太田誠一君) 日本の取締役の収入が少ないのであれば、むしろこの責任の免除の下限を決めることは問題ではないですか。

○福島瑞穂君 下限を決めることが問題。だから、少ないというのはそれだけ責任が重くないということに私は通じてくるのだと思うけれども、それでもその数千万円の、僕は幾らみんながもらつていてるか知りませんけれども、例えば二千円と、我々と同じぐらい、二千円ももらつていて、普通の常勤の取締役だつたら二千

万円掛ける四で八千万円というものを軽い過失でも取られるというのは大変なペナルティーじゃないですか。

○衆議院議員(太田誠一君) 下限を決めることが、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

田提案者が言われたように、確かに取締役は経営の責任を果たすに当たって、会社に大きな利益をもたらすことについても責任がある。しかし、大ききな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で

損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

わらず、二年あるいは六年ということで、幾らまでいう、要するに、上限と言うか下限と言うかは別ですけれども、責任の上限が決められるわけですね。それは私はやっぱりフェアではないと思います。つまり、この人が幾らもらつていてから何倍で幾らの上限ならわかります。しかし、そもそも報酬を明らかにしていなくて、そして何年間分にかけてくれと言われたところで、どうやって判断ができるんですか。

○衆議院議員(保岡興治君) 株主総会が決議をもつてする責任軽減、あるいは定款をもつてする取締役会における責任軽減、いずれも軽減する理由や、それからどういう報酬であつて、それはどういうふうに計算したかと、ということを示して株主に判断を求めるわけで、そこできちっと株主は責任軽減の意味を理解して決議をすることになつております。

また、我々立法に当たつた者は、通常の取締役が得ている報酬の、代取の場合は六年、いわゆる普通の社内取締役は四年、そして社外取締役は二年と一定の基準を決めて対応したのは、先ほど太田提案者が言われたように、確かに取締役は経営の責任を果たすに当たつて、会社に大きな利益をもたらすことについても責任がある。しかし、大ききな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で

損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

が、公正を欠くんじゃないかと。やはり、もらつたきな損失が仮に軽過失で生じた場合には青天井で損害賠償責任の範囲を画されるというのは、報償の原則からしてと参考人は衆議院で言われました

会社のどれぐらいの代表取締役、取締役が年収どちらくらいもらっているかさえ私たちにはわかつていいわけですよね。そもそも公的資金を投入された銀行の取締役の報酬すら国会議員でも国民党でもわからないわけですから、このような状況で何年というふうに出すということを私たちは果して判断できるのでしょうか。

確かに、会社の経営者というのは特別かもしれない。でも、個人的なリスクということにおいては、弁護士だって、医者だって、いろんな人たちだって、車を運転する人だって、保険を掛けて多額の賠償に関しては対応しているわけです。株主代表訴訟が社会の中で会社をチェックするという役割を持ちながら、なぜ取締役だけ今現在において年収を明らかにしていなくて責任の上限を決められるのかという点が私にはわかりません。

○衆議院議員(保岡興治君) 別に会社の関係者がもらっている給与は、取締役だけ不開示で他の従業員が全部給与を外に明らかにしているわけではないわけで、やはりそこは確かに、太田提案者が言われたように、日米においても企业文化の差がある。

確かに、取締役の報酬を個々に明示する、開示するというやり方もあるかもしれないけれども、今回はそういう開示の問題と代表取締役の責任の軽減と直接リンクする話じゃない。これは報酬についての開示一般の問題でございますから、我々としては責任軽減を報酬を基準に決めて、株主がそれを決定するときに明らかにしていることで、我々は取締役の報酬が総額で株主総会で決議されることを前提に取締役の責任軽減のシステムを法改正として提案しているわけです。

○福島瑞穂君 私は、従業員まで報酬の開示をする必要はないと思いますが、株主代表訴訟において取締役の責任軽減が問題になっているわけですから、最低限、日本の企業も取締役の、これは一定規模以上になるかもしれませんけれども、報酬を開示することが最低限の前提ではないかというふうに考えております。

限度枠を設ける場合の報酬の範囲、これは退職慰労金、賞与等は含まれるのでしょうか。○衆議院議員(保岡興治君) 退職慰労金、それから使用者としていただく退職手当も含みます。それがの任期と、それをもう前提出しての就業期間との割合によって、その就任期間の割合に応じて報酬と見ることにいたします。

○福島瑞穂君 軽過失か否かの判断が現実問題として非常に難しいのではないか。故意過失といふ点では、故意か過失かというのは比較的の判断ができると思うのですが、過失と考えた場合に、軽過失か否かの判断というのは困難だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 我々の提案している責任軽減というのは、悪意あるいはそれと同等に評価できるような重大な過失というものの場合は、それは株主全員の判断にからしめるのが適当であるうといふことですから、決して悪意と同等の評価を受けるような重大な過失という範囲を認定することはそう難しくないことだと思います。

責任が発生するかどうかの無過失か過失があるかの判断というものについては、経営判断の原則等、いろいろ日本でもアメリカでもその判断についてはできるだけ正しい公正な適正な判断が行われるように、損害賠償の責任がどういうケースで発生するかということについてはいろいろ工夫が必要なところだと思います。

○福島瑞穂君 商法の例えは二百六十六ノ三の責任などの裁判をやつたことがあるんですが、実際、軽過失か過失か過失かというときに、その状況においてどちらかという判断が実は現実問題としてかなり難しかったんですねが、立法者としてはこの部分はどういう議論をされていらっしゃるんでしょうか。今の重過失と過失と軽過失の問題です。たように、悪意に準ずるような、同等に評価されることはできないということはないんだろうというよう

ついて著しい悪意と知っていたと同じように評価しても、評価されても仕方がない状況、そういうた著しい善管注意義務、忠実義務違反があつた場合がモラルハザードを起こしたり、会社の中がなかなか社会の中に見えにくいう状況があつて、裁判に株主代表訴訟を提起することによって会社の経営を合理化する、あるいは日本の株主会社の方をやはり変えていくという情報公開の大きな流れの中にその株主代表訴訟が位置づけられると思います。

ところが、今回ですと、それはやはりしくくなってしまう。例えば、株主の異議申し立ての要件が少數株主権となつておりますけれども、百分の三、あるいは百分の三は少ないと見るが多く見るかというのはさまざまですけれども、それだけ大会社であれば株券を持つている人は実は少ないのでないかというふうに思っています。今回の立法が、株主代表訴訟をやはり弱体化させるということについてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(保岡興治君) 弱体化させることはないと私は思います。むしろ、適正な公正な原理によって改めてきちっと調整された仕組みに提案していると考えております。

○衆議院議員(谷口隆義君) ちょっとと補足をさせていただきますと、御存じのとおり株主総会のやりようも若干変わりまして、インターネットで議決権行使ができるといったようなことにもなるわけですが、ございまして、従来の考え方とは若干考え方方が変わってくるんじゃないかな。

ですから、百分の一、当初は我々は二十分の一と言つておりましたが、今回百分の三ということになつたわけでございますが、これは必ずしもおつしやるような形でもうなかなか異議申し立てができるということはないんだろうというよう考えておるわけでございます。

○福島瑞穂君 大会社の場合に、百分の三株券を

持っていると、いうのはかなりお金がないと百分の三にはならないと思いますが、いかがでしょうか。○衆議院議員(保岡興治君) 百分の三ということに特定した話であれば、それは少数株主権としてあるものとこの取締役会の決議を覆していく、そういう権能とは並べてみて決しておかしくない基準を我々は百分の三として定めたと思つております。

○福島瑞穂君 大企業であれば、百分の三持つといふことはかなりの資力がなければならないんでないかと思いますが、私自身も素朴な疑問であります。裁判所が上限制限だけを、だけをではないでありますけれども、上限制限を、ですからそれは免除の下限というか責任の上限というか、同じことを言つていてるわけですから、なぜそれを怠がなければいけないのかはやはりわからないといふ。

○福島瑞穂君 企業であれば、百分の三持つといふことはかなりの資力がなければならないんでないかと思いますが、私自身も素朴な疑問であります。裁判所が上限制限だけを、だけをではないでありますけれども、上限制限を、ですからそれは免除の下限というか責任の上限というか、同じことを言つていてるわけですから、なぜそれを怠がなければいけないのかはやはりわからないといふ。

○衆議院議員(保岡興治君) 確かに、正しいことをやつてあるという神様みたいに自信を持ってできるのが人間の立場であれば、それはおつしやるべきなことはないと考えますが、いかがでしようか。○衆議院議員(保岡興治君) 確かに、正しいことをやつてあるという神様みたいに自信を持ってできるのが人間の立場であれば、それはおつしやるべきなことはないと考えますが、いかがでしようか。非常に複雑な法制化において、しかも国際的な法律、法制もよく知悉した上、さらにいろんな経営上判断しなきやならない事情を総合して適切な経営判断をしていくということは並大抵でないんです。

先ほど申し上げたように、国際的な規模で大き

な営業活動をやっている会社などは、損害も発生するときは巨大だし、もうかるときも巨額なんですよ。そういうふうに利益追求をして、ひたすら日常起る経営判断をする経営者の判断というものは、やはり悪意とか重大な過失まで、それは全員の株主の同意がないと軽減できませんよといふところに置くのはよいとしても、軽過失について、その点についてはよく工夫をして、責任軽減についても全員じゃなくていいよ、多数の株主が、三分の二以上の特別決議の株主が賛成するならば、株主自身の会社の経営というものへの参加権もあるわけですから、決定権もあるんですから、そこは株主主権という立場からいっても、今度の制度改正は決して公正を欠くものでもなければ、いたずらに代表訴訟の力を衰えさせるものでもない、むしろ個人で負いけれないような巨額な訴訟リスクに対し適正な仕組みを我々は用意したと、そういうふうに考えております。

責任を免除することは牛  
けれども、ちよつとやは  
訴することで経営をかね  
のチエツク機能を働かせ  
部に着目して主権者の中  
をするのかという、そこ  
はあるような気がします

表訴訟制度は経営にめり張りをつけるというふな言い方もあります。つまり、回収の見込みがない乏しい融資や危険な出資に関して代表訴訟に訴えられないとの理由で見るとか、将来、株主代位訴訟がこうやると提起される可能性もあるから、ういうふうに合理的にやろうというふうに、経営にめり張りをつけるという言い方もされているだけです。

○衆議院議員(保岡興治君) 確かに、企業活動  
コンプライアンスということは非常に重要で、  
り、経営の判断の妥当性というのもとても大  
なことだと思いますから、そういうことを株主  
チエックができるということは非常に重要な役  
で、確かに株主代表訴訟が提起される可能性を  
ないかと考えますが、いかがでしょうか。

に置いて経営の適正を慎重に、あるいは妥当性を慎重に検討するという機能は十分働いていると  
います。

ただ、それが過ぎたるは及ばざるがごとくと  
うこともありますから、やはり両方の調和を、  
いろんな理念の調和を適切に図ることが法の、制

の仕組みとしては大切なことで、一般的に言つ  
恐縮ですが、我々は先ほどから申し上げて  
りますので、今回の改正は適切な改正だと思つ  
おるところでござります。

○福島瑞穂君 外国の不良債権の処理に関する  
御存じのように、アメリカやその他の国で経営

の責任が厳しく問われていると、ホワイトカラーラー層の経営者の人たちがかなり刑務所に行つたとい

明をお願いします。  
○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

今 委員会が御指摘になりましたとおり 行開放設の収容率は全体として一〇〇%を超え、特に刑務所につきましては一〇八%くらいになつておる

ということをございます。

設における収容人員の急増は、主として新受刑者の増加、特にこれまでに受刑した経験のない初入の新受刑者の急増によるものが多いのではない

か。これに加えまして、犯罪の凶悪化を反映した刑の長期化傾向等も要因の一つになつてゐるのでないかと、そういうふうに考えております。

○福島瑞穂君 今、二つの理由をおっしゃったんですが、犯罪が重大凶悪化しているということには、実証的な根拠はあるのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

あれませんか、矯正の立場から見ますと、業受付者、その数、それからどんな罪名で来たのか、またその刑期はどうなのが、きちつと統計

をとつておりますので、そういつた数字からたゞいま申し上げましたような分析をしたわけでござります。

○福島瑞穂君 新規で入る人が多いというのは注  
務省から説明を聞いているのですが、具体的にど  
ういうことでしようか。つまり、過剰拘禁の原因

○政府参考人(鶴田六郎君) 数字で申し上げた左  
が的確かと思ひますが、新受刑者につきましては  
と背景について、もう少し詳しく教えてください

今から五年前の平成八年につきましては二〇二二年四百三十三人だったのが、平成十二年には約五五〇人、三十一年には約七〇〇人、四年後には約八〇〇人、

人ふえまして二万七千四百九十八人になつておると、そういうたの数字が出でているわけであります。

○政府参考人(鶴田六郎君) ちょっと、失業との  
関係。

これは大変難しい問題ですので、正確なところはちょっとと責任持つて申し上げられませんが、非常に長いスパンで見ればある程度、失業率が高まるときには若干の、二、三年のタイムラグが出てきておりますけれども、収容者数があふえるという大きな傾向というものは、先ほど言いました新受刑者の数字の推移からそんな感じはしております。

○福島瑞穂君 檢察官の求刑や、判決における執行猶予率の推移や量刑の分析までさかのばって分析が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 様検官の求刑や、判決における執行猶予率の推移や量刑の分析までさかのばって分析が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま御指摘の件につきましては、犯罪あるいはその処理をめぐつていろんな意味で調査あるいは統計の結果等を公表しているところでございますが、その中に執行猶予率でありますとかそういうものもあるわけでございます。

執行猶予率を参考までに申し上げますと、平成五年までは五〇%台でありますましたが、平成六年以降は六〇%台で大体推移しているという状況でございます。禁錮につきましては、懲役に対するものよりもさらに執行猶予率は高く、九〇%台で推移しております。

それから、例えば検察官の求刑につきましては、これは委員御案内のとおり、個々の事案における事情を考慮いたしまして、その上で決めているものでございまして、それが従前より重くなつたかあるいは同じようなものかということについては、事件の個性もかなり影響いたしますので、一概に申し上げることは困難であろうかと思つております。

○福島瑞穂君 日本も受刑者の数がふえておりまして、アメリカも、御存じ、一九八九年には百万人の受刑者が現在は二三百万人を超えるというように、短い間に倍になつてているという状況があります。

過剰拘禁の対策としては、施設をふやすことだけではなく、刑罰を重罰化させない、あるいは自

由刑以外の代替刑の導入や仮釈放の推進など、拘禁自体を減らす対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) もちろん、御指摘のようないろんな対策ということもさまざま角度から検討をしていく必要があることはそのとおりと思いますけれども、一つ御理解いただきたいことは、このところ刑法犯等も含めて認知件数が非常にふえてきていることは事実でございます。

○福島瑞穂君 非常にふえてきていることはそのとおりだと思いますけれども、一つ御理解いただきたいことは、このところ刑法犯等も含めて認知件数が増加傾向にあるわけでございます。

そういう意味で、犯罪の絶対件数というのもやはり増加しているという実態は踏まえなければなりません。強盗でありますとか殺人とか、こういう重要な犯罪につきましても増加傾向にあるでござります。

○福島瑞穂君 再犯防止に力を注がなければ、やはりどうしてもどんどんふえていくと思いますが、薬物犯罪の再犯防止のための講義形式で、先ほどと同じような教化上の必要等に応じまして例外的な措置もやるという建前になつておりますので、今後とも円滑な社会復帰等も十分考慮して適切に対応していきたいと思います。

○福島瑞穂君 前向きの答弁、ありがとうございます。面会・通信をふやすこと、例外的としても友人と面会や通信もぜひぜひ奨励して頑張ってください。

再犯防止のために出所者の住居と職業の保障が急務となると思います。満期出所者の住居と職業の保障に関する生活保護行政、職業安定行政との緊密な連携が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 満期の釈放者につきましては保護観察の対象とはなりませんが、本人からの保護の申し出がありました場合には、犯罪者予防更生法及び更生保護事業法に基づきまして更生緊急保護の対象となります。

この場合 保護観察所が食事や衣料の給与、医療援助、家へ帰るための旅費の支給を行なうほか、更生保護施設に委託して宿泊所の供与の措置をとっています。また、保護観察所、更生保護施設においては、福祉機関や公共職業安定所等

○福島瑞穂君 再犯の防止、社会復帰のためには、家族の面会、通信をふやして社会復帰を援助してくれる友人との面会や通信も奨励する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 受刑者の面会につきましては、監獄法令等によりまして累進処遇の段階ごとにいろいろ、例えば一級であれば随時、二級であれば週一回、三級の者は月二回、四級の者等は月一回とそれぞれ定められておりまして、刑務所長は、その個別的、具体的な状況に応じまして、教化上必要があると認めたときには、その制限以外、制限を超えて面会も許可するというふうな取り扱いになつております。

○福島瑞穂君 ただいま申し上げたように、面会の場合、親族、保護者というように限られておるわけですが、それでも、これについても刑務所長の具体的な状況に応じて、先ほどと同じような教化上の必要等に応じまして例外的な措置もやるという建前になつておりますので、今後とも円滑な社会復帰等も十分考慮して適切に対応していきたいと思います。

○福島瑞穂君 前向きの答弁、ありがとうございます。面会・通信をふやすこと、例外的としても友人と面会や通信もぜひぜひ奨励して頑張ってください。

再犯防止のために出所者の住居と職業の保障が急務となると思います。満期出所者の住居と職業の保障に関する生活保護行政、職業安定行政との緊密な連携が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 満期の釈放者につきましては保護観察の対象とはなりませんが、本人からの保護の申し出がありました場合には、犯罪者予防更生法及び更生保護事業法に基づきまして更生緊急保護の対象となります。

この場合 保護観察所が食事や衣料の給与、医療援助、家へ帰るための旅費の支給を行なうほか、更生保護施設に委託して宿泊所の供与の措置をとっています。また、保護観察所、更生保護施設においては、福祉機関や公共職業安定所等

の関係機関と連携しながら、満期出所者の職業のあつせんなども行つております。

○福島瑞穂君 ゼビ再犯防止のために職業安定行政などの緊密な連携を今後もよろしくお願ひします。

○政府参考人(鶴田六郎君) 認書のためには、行刑施設の現場で実務上では次に、認書、認める書と書く手続についてお聞きをします。

○福島瑞穂君 お聞かせします。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

○福島瑞穂君 この認書というのは、行刑施設の書面を作成することです。その使用されている言葉じゃないかというふうに承知しておるわけですが、一般的には、例えば受刑者が裁判所、検察官あるいは行政機関等に裁判と法律関係に関する書面を作成することを通しておられます。

○福島瑞穂君 この認書なるものは、今申し上げたように裁判の法律関係の書面を作成することです。そのことはしていいわけでありまして、それぞれ受刑者が裁判所、検察官あるいは行政機関等に裁判と法律関係に関する書面を作成することを通しておられます。

○福島瑞穂君 いう訴えがあつたものでお聞きをしました。ちょうどこちらとしてもまた調査をしてみます。

○福島瑞穂君 認書のためには独居拘禁とされたたといふことはしていいわけでありまして、それぞれ受刑者との折り合いがうまくつかないとか、その他いろいろの点がありまして独居にするか雑居にするかというその基準で決めているということです。

○福島瑞穂君 で、認書だからということでやっているわけではありません。

○福島瑞穂君 認書のためには独居拘禁とされたたといふことはしていいわけでありまして、それぞれ受刑者との折り合いがうまくつかないとか、その他いろいろの点がありまして独居にするか雑居にするかというその基準で決めているということです。

○福島瑞穂君 で、認書だからということでやっているわけではありません。

○政府参考人(鶴田六郎君) 認書につきまして検閲する根拠は、監獄法施行規則第百三十条一項に「在監者ノ発受スル信書ハ所長之ヲ検閲ス」という規定になつております。法務大臣の情願書の場合につきましては当該収容されている施設には秘密にするという取り扱いになつておりますけれども、情願以外の認書につきましてはやはりこの規定に基づいて検閲するというふうになつております。

その目的は、不法な物品の授受等、刑務所の規律及び秩序を害する行為や逃走その他収容目的を阻害することを防止するとともに、発受信書を通じまして了知される事情を被収容者に対する適切な処遇の実施の資料にするところに目的があるわけであります。したがいまして、認書につきましては、このような規律、秩序を害する行為等の記載の有無を確認するため、やはり信書は必要ではないかというふうに考えております。

もとより、検閲により了知した内容をこのようないくつかの使用目的以外に使うことはしませんし、またその内容につきましても、施設の処置に対する不服等であつたとしても、それにより関係証拠を改ざんするとか隠滅するというようなことはないと確信しております。

○福島瑞穂君 人権救済のための第三者機関をどうするかという問題に対する意見はございませんが、私は、そのようななれば将来、人権救済のための第三者機関ができるば、その機関に對して、あるいは弁護士や司法機関に提出する文書は検閲してはならないとすべきではないかと考えますか、いかがでしようか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 将来の立法課題なんかかもしれませんけれども、現在の監獄法の規定では、先ほど申した原則が、規定があります。それに基づいて適正に運用していかなければなりませんが、将来についてはそれ相応に研究していくと思います。

○福島瑞穂君 将来については研究していきたいという前向き答弁、ありがとうございます。すべ

て検閲しないと急にはもちろんできないと思うのですが、人権救済のための第三者機関や弁護士あるいは司法機関に提出する文書については、法務大臣に対しても同じように検閲してはならないと、将来ぜひ立法課題というか検討課題としてくださるよう改めてお願い申し上げます。

次に、国際組織犯罪防止条約についてお聞きをいたします。

この条約について批准の予定はあるのでしょうか。あるとして、いつごろでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘の条約につきましては、我が国は昨年十二月に署名をしております。

この条約は、国際的に組織犯罪対策のための条約として非常に重要な条約というふうに認識されておりまして、当局といたしましても、その条約の批准を早期に進めることが国際的に見て必要だと考えておりますが、現在、その内容について分析、あるいはいかなる国内法をつくるべきか、そういうことについて関係省庁とともに検討を行つてはおりますが、現時点ではございません。

その批准あるいは法整備の時期について現時点で具体的に申し上げる段階には至つておりません。

○福島瑞穂君 今検討中ということですが、条約の批准のため、国内法の整備ですが、条約中のどの条項について新たな立法が必要と考えていらっしゃるのでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) この条約の主なボイントは、一つは重大犯罪の共謀あるいは犯罪組織集団の活動への参加の犯罪化、それからいわゆるマネーロンダリング、汚職、司法妨害などの行為の犯罪化、それから犯罪収益の没収及びその国際的な共助等々、さまざまなものがあるわけでござります。その内容は、したがいまして実体法の面と手続法の面、双方のかなり広範な分野の内容にわたっております。

この中で、既に我が国が国内法で担保されているものもちろんあるわけですねけれども、そういう部分、例えば重大犯罪の共謀あるいは犯

罪組織集団の活動への参加、こういうような点につきまして、これに見合う处罚法規というのは我國にはないわけでございまして、そういうふう

大臣に対してと同じように検閲してはならないと、将来ぜひ立法課題というか検討課題としてくださるよう改めてお願い申し上げます。

次に、国際組織犯罪防止条約についてお聞きをいたします。

この条約につきましては、去る十月三十日に日本も署名をしたわけですが、こういうことを踏まえて手当てが要る部分、それがどういうところかということも含めて現在検討中と、そういうことでございます。

○福島瑞穂君 組織犯罪集団の認定についてどのような法的な仕組みを考えていらっしゃるので

しょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) これは、組織犯罪、犯罪組織集団、そういうふうなものに参加する、あるいはそういうものを結成するという犯罪をもしつくればそういう問題が起つてくることになりますので、あるいはその辺につきましては、先ほど申し上げましたとおり、具体的にどういうふうな国内法を整備すべきかというこ

とについては検討中でございます。

ただ、既にそういう結社罪と呼ばれる犯罪類型を持つておりますヨーロッパ等の事情を見ますと、もちろん検察官がその要件に当たる組織であるという証拠を提出して裁判所がそれを認定していくという刑事裁判の中での認定手続がとられて

いると承知しております。

○福島瑞穂君 この国際組織犯罪防止条約は非

常に多岐にわたつておりますが、国内法の改正も問題となり得るところが非常にたくさんあります。

また、表現の自由、結社の自由に対する重大な侵害をもたらすおそれがある文言も大変あります。

このように得るところが非常にたくさんあります。

○福島瑞穂君 この国際組織犯罪防止条約につきましては、まだ詳細な具体的内

容を申し上げられる段階ではございませんが、この条約の条文に照らしまして、テロ行為に關連す

る資金供与行為等の犯罪化、あるいはその資金の没収などとともに金融機関による顧客の身元確認義務及び疑わしい取引の届け出義務などのテロ行

為を資金面から防止するための行政的な規制の導入、こういうことを考慮することも定められてお

りますので、国内法の整備としてはこういうよう

な面に対応ができるよう検討する必要があると考えております。

○福島瑞穂君 さまままな権利と衝突する可能性もあります。国連における包括的テロ防止条約に

關して、テロの定義について、正規軍を入れるの

か、民族独立運動を除外するかなどが欧米諸国と

第三世界の諸国で意見がまとまらず、起草作業が停止していると聞いております。

○福島瑞穂君 このような対立を見ると、アパルトヘイト下の

A.N.C.、アンクや、民族独立運動を展開している

東チモールのグループなどへの資金カンパも犯罪化されることになるのではないか。チベット独立運動についてはどうでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 特定の組織等を前提としたお尋ねについてはお答えを差し控えさせて

いただきますが、いずれにいたしました

ても、先ほど申し上げました条約の内容に対応で

いたいと思いますが、いずれにいたしました

条約と申しますのは、題名などにはテロリズムと

いう言葉は使われておりますけれども、実際にど

いう義務を各締約国が負うかという犯罪化の条項その他におきましてはテロリズムあるいはテロ団体というふうな概念は用いておりません。むしろ、一定の類型に当たる犯罪行為に対する資金の提供を犯罪とすべきことが定められていると承知しております。

○福島瑞穂君 テロの定義や、それから国内法化した場合のさまざまな権利、経済活動との衝突など非常に問題がありますので、ぜひ慎重にしていただきたいと思います。

あと、国際社会から日本が早急に批准を求められているのは、自由権規約の個人通報制度を定める選択議定書ではないかと思います。

一九九八年十一月の自由権規約委員会の最終見解で選択議定書の早期批准が勧告をされております。なぜ早期に批准できないのでしょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) 条約の選択議定書批准に関しましては、第一義的には外務省の所管するところでございますけれども、法務省における検討状況についてお答え申し上げます。

国際人権B規約第一選択議定書におきましては、いわゆる個人通報制度が規定されているところござります。この個人通報制度につきましては、この条約の実施の効果的担保を図るとの趣旨から注すべき制度であるとは考えますが、他方において、司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあると考えられます。

この問題につきましては、今後の制度の運用状況等を見ながら、規約委員会の最終意見における勧告の趣旨も踏まえて真剣かつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○福島瑞穂君 司法権の独立と選択議定書の批准は矛盾をしないと考えますので、ぜひ早期に批准をよろしくお願ひします。

また、ヨーロッパ評議会からこの六月に死刑廃止に向けた具体的な前進を求められております。亀井静香先生が死刑廃止議員連盟の会長にもなられました。二〇〇三年一月までに前進がなければヨーロッパ評議会のオブザーバー資格を見直すと

いう決議がヨーロッパ評議会の総会でとられました。現在、どのような検討を行つていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のような決議が採択されたということは承知しているところでございます。

しかししながら、死刑制度の存廢の問題、これは基本的に各國においてその国のいろんな国民感情や犯罪情勢等を踏まえて慎重に検討して独自に決定すべきものと考えているところでございま

す。

我が国におきましては、国民世論の動向や昨今の凶悪重大犯罪を初めとする犯罪の発生状況等を考えますと、刑事責任が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に死刑を科することもやむを得ないと考えられるところでありまして、死刑制度を廃止することは適当ではないと思つております。

御指摘のような決議がなされたということは、これは率直に申し上げまして双方にとって大変残念なことと思っておりまして、今後とも欧州評議会のさまざまな活動に協力して友好関係を保ちながらも、死刑制度をめぐる議論に関しましては我が国の実情や考え方についてさらに説明、理解を得られるような努力を重ねていきたいと考えているところです。

○委員長(高野博師君) 時間です。

○福島瑞穂君 じゃ、ぜひ前向きに、人権問題についての条約の批准や前進をよろしくお願いします。

○平野貞夫君 自由党の平野でございます。

発議者の先生方にはお疲れだと思いますが、短時間で終わりますから。

通告した質問とちょっと趣旨が違いまして恐縮でございますが、この改正は三点あるということです。監査役の機能の強化、それから取締役等の責任の軽減に関する要件の緩和とか株主代表訴訟制度の合理化というふうに承つておりますが、この三点の改正でいわゆるコーポレートガバナンスの実効性を確保することができるんですか、保岡先

生。

○衆議院議員(保岡興治君) 我々としては四、五年前からこの問題に取り組んで、各党、これは与野党ともできるだけ範囲を広げて参加してくださる方と一緒に勉強してまいりまして、私も昨年、法務大臣の時代に、就任直後に、従来のようにこれが終わったらこれといふんじゃなくて、並行して一気に法制を進めていかなくちゃいけない、スピードと変化のついた企業法制度を実現していくこうということで、会社法の

全体的な抜本的な見直しを法制審議会にお願いして、ことしの春にはそのための中間試案も出されました。

我々は、この株主代表訴訟の見直しや監査役の機能強化等のコーポレートガバナンス法案というものは、ずっとそれと並行してお互いに補完し合う形で進んできておりまして、我々の今回のコーポレートガバナンスに関する議員立法、そして来年の通常国会に出されるであろう会社法全体の見直しなど両々相まって、最近とみに企業活動というものの本当の活力、そしてまた同時にそれが、株主権と企業の場合にはよく言われますけれども、そういう企業の民主化というか、そういうことを含めた大きな時代の変化というものに対応しつつ、企業の営業活動の妥当性、それからコンプライアンス、いずれも我々の努力によって適切に対応しているところだと思つております。

○平野貞夫君 先ほど保岡先生のお話の中に、コーポレートガバナンスの社会的意義という、特に新しい社会情勢に対応するために、株式会社の政府としても会社法の抜本改正をそれと矛盾しない形で並行して進めるということを努力してきたわ

けでございまして、先生の御指摘のようなことはあります。

○平野貞夫君 先ほど保岡先生のお話の中に、コーポレートガバナンスの社会的意義という、特に新しい社会情勢に対応するために、株式会社の政府としても会社法の抜本改正をそれと矛盾しない形で並行して進めるということを努力してきたわ

けでございまして、先生の御指摘のようなことはあります。

そこで、けさからのお話を聞いてみますと、株式会社システム、制度のアメリカ化というような印象も受けますし、同時に、それでいいのかなという思考も発議者の中にあるということもわかるんです。

これは質問じゃないんですが、率直に言いまして、私はマネー投機資本主義という、もう非常に資本主義の行き過ぎがアメリカ初め日本の中にもある、そういうものが非常に人類社会をおかしくしている、今後の資本主義のあり方として非常に問題だと。ですから、コーポレートガバナンスというのは本来そういうところに切り込んでいくよいうのをも持つべきだと。今のところ、株主あるいは取締役、あるいはそういう会社のシステムの

後から株主代表訴訟の問題点は非常に顕著になつてきていて、それに対する議員立法の努力を開始したんですけど、むしろそれを超えていろんな問題がどんどん起ころうか、ストックオプションの機動性を確保する取締役における株式消却であります。

あつたり、そういう議員立法が先行するような形で、かつそこに九七年の秋には金融の危機が訪れて、九八年が、おっしゃるあの金融国会でございました。

そういう中で、むしろ次々に後回しにされて、やつと今日、日の目を見た。しかし、私が昨年、法務大臣になったときにもこれを私自身非常に重視しております。議員立法の努力を引き続き仲間にお願いしつつ、先ほど申し上げたように、政局としても会社法の抜本改正をそれと矛盾しない形で並行して進めるということを努力してきたわ

中をどうするかという範囲なんですが、本来、私は大きさに言えば、資本主義のあり方自身が、おかしくなつたそいつたもの自身が問わてくるんじゃないかという問題意識を持つております。

私は、かなりやつぱり資本主義というのは変えていかぬきやだめだという意見を持つております。そういう意味で、明治の初めに渋沢栄一さんなんかが唱えた道徳経済合一説といったものを政治のレベルで議論する、そういう日本の伝統的な、企業者活動における利潤追求の理念は経世済民の理念が必要であるとか、私的利益と公益はこれにかかる人間の道徳を媒介として融合されるべきだというようなことを我々は日本人としても一度考えた上で資本主義の構築をする必要があるんじゃないかと、こう私は思つておるんですが、保岡先生のお話を聞いて、それで質問を終わります。

○衆議院議員(保岡興治君) 平野先生がいつも質問されるときとするとけれども、本当に言われて、それに合わせるグローバリゼーションとの調和ということが一つの重大な命題にもなっていますが、しかしながら先生が御指摘のように、私はやはり市場原理というのは行き過ぎる場合もある。したがつて、その勢いの赴くところ、混乱したり病むこともあります。そういう場合にどうやってそれを防いでいくかといふことをやはり考えなければならない。しかも、アメリカ基準で世界が統一されしていくような流れが私は必ずしも決して絶対的な基準ではないし、もちろん最善の基準でもないだろうと、そういうふうに思います。

ですから、やはり我が国は我が国で経営の方、企業のあり方、こういったものを我が国独自の文化あるいは伝統、歴史の中から今日に照らして次の時代の経済のあり方、経済の基本的な物の考え方というものを求めていくべきだろうと思ひます。

そして、いろんな企業不祥事が次々起つると、これは何も、バブルで一億総自信満々になつて、

また一方で一億総自信喪失になつて、その中に起つている現象でありますけれども、私は、これは何も企業社会だけではなく官僚の中にも起つておるし、社会のあらゆる分野に起つておる現象ではないだろうかと。

建前と本音を使い分けたり、ルールというものと自己責任という、これから大事なテーマに対しても我が国社会がどういうふうにこういったテーマに取り組んでいくべきかというようなこととかですね。私は、やはりそういう時代の大きな変化の中で我が國のあるべき姿を求めていく、そういう意味では、社会全体について共通なことでいえば、私は、国民意識改革を根幹からやらないと、この国は底を打たない、長期低落傾向に底を打たないと。

演説になつて恐縮ですけれども、言いたいことは、スイスのダボスの会議を主催するビジネススクール、IMDですか、これが発表する国際競争力の比較を見ますと、十数年前日本がトップクラスだったんですね。これがどんどん落ちて、今このところ十七位、二十位、二十四位、二十六位、ことしは。そんな数字を見る。しかもその中で、大学の経済に与える影響は四十九カ国、これは比較すべき国を全部挙げて、世界で影響力のある国ということは。そんな数字を見る。しかもその中で、参考人の意見を聞くこともなく成立させようとする暴挙に強く抗議をいたします。

そもそも、商法という基本法を一国会に二度も改正すること自体が異例であり、また本院には既に民法改正案の議員立法が提出されており、国民的要請から見ても早急な審議が求められていた課題でありながら、それをなおざりにして、経済界の要求のみを優先でござり押しことは許されません。

本法案は、株式会社取締役等の法令・定款違反による会社に対する損害賠償責任額について、実際に発生した会社の賠償額の大きさに関係なく、一律に代表取締役についてはその報酬の六年分、取締役については四年分、社外取締役については非常にコントロール機能を持っていた伝統、恥の文化とか、あるいはのふは名こそ惜しけれとか、さつき先生が言つたようなこと、そういったことが改めて問いつかれています。公と私との関係とか、そういうことに非常に思ひます。

ですから、やはり我が国は我が国で経営の方、企業のあり方、こういったものを我が国独自の文化あるいは伝統、歴史の中から今日に照らして次の時代の経済のあり方、経済の基本的な物の考え方を求めていくべきだろうと思ひます。

○委員長(高野博志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、高橋千秋君及び青木幹雄君が委員を辞任せられ、その補欠として江田五月君及び西銘順志郎君が選任されました。

○委員長(高野博志君) これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、商法等改正案外一案に反対の討論をいたします。

まず最初に、来年の通常国会に商法改正が予定されているにもかかわらず、会期末ぎりぎりに株主代表訴訟の制限という重大な内容を持つ議員立法を強引に押し込み、わずか一日、四時間二十分の審議で、参考人の意見を聞くこともなく成立させようとする暴挙に強く抗議をいたします。

そもそも、商法という基本法を一国会に二度も改正すること自体が異例であり、また本院には既に民法改正案の議員立法が提出されており、国民的要請から見ても早急な審議が求められていた課題でありながら、それをなおざりにして、経済界の要求のみを優先でござり押しことは許されません。

本法案は、株式会社取締役等の法令・定款違反による会社に対する損害賠償責任額について、実際に発生した会社の賠償額の大きさに関係なく、一律に代表取締役についてはその報酬の六年分、

の主眼に改正に当たったわけでございます。

○委員長(高野博志君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

現状では、会社内部における自律的な監視機構は、株主総会の形骸化に見られるようにはほとんど機能しておりません。また、外部からの監視システムとしての株式市場の公正さもアメリカ等と比べて極めて不十分であります。

その中で、株主代表訴訟は、九三年の法改正以後、取締役の責任追及と経営監視のための重要な手段として機能し始めたばかりであります。会社に社会的責任を果たさせる上で、違法な行為を行つて会社に損害を与えた取締役を追及し、会社に損害を補てんさせる極めて有効な手段であります。今すべきは、株主代表訴訟をさらに提起しやすくなること、持ち株会社に移行した場合でも提訴できるよう法定すべきことであります。

ところが、経済界は、こうした代表訴訟を乱訴と見つて敵視し、経営が萎縮するとの根拠のない理由で株主代表訴訟を制限するよう野党に圧力を強めてまいりました。しかし、提訴件数、担保額としての取締役の現状を見ても、経済界の言う乱訴の批判は全く当たりません。

本法案は、企業の社会的責任を果たせとの国民の声に背を向け、経済界の身勝手な要求のみを受けて強行されるものであり、許されません。取締役の責任を株主総会や取締役会の判断にゆだねることにより、お手盛りの決議がなされ、取締役らの責任軽減が進められることになるでしょう。

こうした問題点は、修正でも基本的には変わらないものであり、賛成することはできません。

以上で反対討論を終わります。

○委員長(高野博志君) 他に御意見もないようですが、兩案に対する討論は終局したものと認めます。

まず、商法及び株式会社の監査等に関する商法の整えていかなければならないということを一つ



得ズ

総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主

ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ会社

ハ第十二項ノ定款ノ定ニ基ク免除ヲ為スコト

ヲ得ズ

第十項及第十一項ノ規定ハ第十二項ノ決議ア

リタル場合ニ之ヲ準用ス但シ前項ノ規定ニ依

リ免除ヲ為スコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在

ラズ

代表取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七

項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」ト、

同項第二号中「四」トアルハ「六」ト、第十

二項第一号中「四年分」トアルハ「六年分」

トス

社外取締役ノ行為ニ関スル責任ニ付テハ第七

項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」ト、

同項第二号中「四」トアルハ「二」ト、第十

二項第一号中「四年分」トアルハ「二年分」

トス

会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ社外

取締役トノ間ニ於テ爾後其ノ者ガ取締役トシ

テ第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加

ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニ

シテ且重大ナル過失ナキトキハ定款ニ定メタ

ル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合

計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償

ノ責ニ任ズベキ旨ヲ約スルコトヲ得ル旨ヲ定

ムルコトヲ得

一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属ス

ル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ

其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ

対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産

上ノ利益（次号及第七項第三号ニ定ムルモ

ノヲ除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最

モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 其ノ社外取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職

慰労金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利

益ノ額ノ合計額ヲ其ノ職ニ在

リタル年数ヲ以テ除シタル額ニヲ乗ジタ

ル額トノ何レカ低キ額

三 第七項第三号ニ掲グ額類

前項ノ社外取締役ガ其ノ会社又ハ子会社ノ業

務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用

人トナリタルトキハ同項ノ契約ハ将来ニ向テ

其ノ効力ヲ失フ

第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ第十九項ノ定

ヲ設クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合ニ之

ヲ準用ス

第十九項ノ契約ヲ為シタル会社ガ其ノ相手方

損害ヲ蒙リタルコトヲ知リタルトキハ取締役

ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ於

テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ要ス

一 第八項第一号ニ掲グル事項並ニ第十九項

各号ニ掲グル額ノ合計額及其ノ算定ノ根拠

二 其ノ契約ノ内容及其ノ契約ヲ為シタル理

由

三 責任ヲ負ハザルコトトナリタル額

第十項及第十一項ノ規定ハ社外取締役ガ第一

項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル

場合ニ於テ第十九項ノ契約ニ依リ同項ノ限度

ニ於テ責任ヲ負ヒタルトキニ之ヲ準用ス

第二百六十七条第三項中「三十日」を「六十

日」に、「株主」を「請求ヲ為シタル株主」に改

める。

第二百六十八条第三項中「前条第三項」の下

に「又ハ第四項」を加え、同条に次の五項を加

える。

会社ハ第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ遲滞ナ

ク訴ノ提起ヲ為シタル旨ヲ公告シ又ハ株主ニ

通知スルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依ル訴訟ノ

告知ヲ受ケタル会社ニ付亦同ジ

第一項ノ訴訟ニ付会社ガ和解ヲ為ス場合ニ付

テハ第二百六十六条第五項ノ規定ハ之ヲ適用

セズ

前条第三項又ハ第四項ノ訴訟ニ付和解ヲ為ス

場合ニ於テ会社ガ其ノ和解ノ当事者ニ非ザル

トキハ裁判所ハ会社ニ対シ其ノ内容ヲ通知シ

且和解ニ異議アラバ二週間に内ニヲ述ブベキ

旨ヲ催告スルコトヲ要ス

第四百九十八条第一項第二号の次に次の一号

会社ガ前項ノ期間内ニ書面ヲ以テ異議ヲ述べ

ザリシトキハ同項ノ規定ニ依ル通知ノ内容ヲ

トテ承認シタルモノ

第九項ノ規定ハ定款ヲ變更シテ第五項ノ規定ヲ準

用ス

第二百六十六条第九項ノ規定ハ会社ガ取締役

ヲ補助スル為前条第三項又ハ第四項ノ訴訟ニ

参加スル旨ノ申出ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

ト看做ス此ノ場合ニ於テハ第五項ノ規定ヲ準

用ス

第二百六十六条第九項ノ規定ハ会社ガ取締役

者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ

出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得

会社ハ前項ノ者ニ対シ同項ノ総会ガ招集セラ

ル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前条ノ規定ハ第一項ノ監査役ノ辞任ニ之ヲ準

用ス

第二百七十五条ノ三ノ二 監査役ヲ辞任シタル

者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ

出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得

会社ハ前項ノ者ニ対シ同項ノ総会ガ招集セラ

ル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前条ノ規定ハ第一項ノ監査役ノ辞任ニ之ヲ準

用ス

第二百七十五条ノ四中「受ケ又ハ」を「受ケ」

に、「為ス」を「為シ又ハ第二百六十八条第六

項ノ通知及催告ヲ受ケル」に改める。

第二百八十条第一項中「第二百六十六条规定

項」の下に「第十八条ノ規定ニ依リ読替テ適用

スル第七項第八項第十項第十二項第十八項ノ規

定ニ依リ読替テ適用スル第二百六十六条第九項

「第二百六十七条第三項中「三十日」を「六十

日」に、「株主」を「請求ヲ為シタル株主」に改

める。

第二百六十八条第三項中「前条第三項」の下

に「又ハ第四項」を加え、同条に次の五項を加

二百六十六条ノ二」を加える。

第四百九十八条第一項第二号の次に次の一号

を加える。

二ノ二 本編ニ定ムル開示ヲ為スコトヲ怠リ

タルトキ

（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一人」を「半数」に、「の前五年間」を「前に」に、「でなかつた」を「となつたことがない」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百七十五条ノ三ノ二 監査役ヲ辞任シタル

監査役を選任する場合について準用する。

第十九条第一項中「第二百三十八条」の下に

「第十八条の三第一項ただし書中「決議」の下

に「及び第十九条第一項の規定により読み替え

て適用する商法第二百六十六条第九項（同条第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。）の同意に

係る決議」を加える。

第十九条第一項中「第二百三十八条」の下に

「第二百六十六条第九項（同条第十三項及び第二十一項並びに第二百六十八条第八項において準用する場合を含む。）を加える。

第二百五条中「第二百六十六条ノ四第二項から

第四項まで」の下に「第二百六十六条第九項、第十三項及び第二十一項、第二百六十八条第八項」を加える。

第二百五条中「第二百六十六条ノ四第二項から

第四項まで」の下に「第二百六十六条第九項、第十三項及び第二十一項、第二百六十八条第八項」を加える。

第三十条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第二条第三項前段（第五条の二第三

項、第六条第三項及び第十八条第三項における準用する場合を含む。）の規定による

請求があつた場合において、その請求に係る事項を會議の目的としなかつたとき。

（一の三 第三条第三項後段（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に





2 新中小企業等協同組合法第四十二条において  
準用する新中小企業等協同組合法第三十八条の  
二第五項において準用する新商法第二百六十六  
条第七項（第三号を除く。）、第八項及び第十項  
前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

協同組合による金融事業に関する法律の一部  
改正

第七条 協同組合による金融事業に関する法律  
(昭和二十四年法律第八十号)の一部を次  
のように改正する。

第五条の五十項中「(常勤監査役)」を「及び  
第三項(常勤監査役等)」に、「及び第六条第三  
項」を、「第六条第三項及び第十八条第三項」  
に改める。

第六条の二第一項中「(監査役の取締役会出席  
権等)」を「(監査役の取締役会出席義務等)」に、  
又ハ同条第二項を「同条第二項」に、「為ス」と  
あるのは「受クル」を「為シ」とあるのは「受  
ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは  
同法第四十二条於テ理事ニ付テ準用スル第  
二百六十八条第六項に改め、同条第五項中  
(監査役の取締役会出席権等)」を「(監査役の  
取締役会出席義務等)」に、「又ハ同条第二項」  
を「同条第二項」に、「為ス」とあるのは「受  
ケル」を「為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二  
百六十八条第六項」とあるのは「同法第六十  
九条ニ付テ準用スル第二百六十八  
条第六項」に改める。

第十二条第一項第六号の次に次の二号を加え  
る。

六の二 第五条の五第十項において準用する  
商法特例法(以下「準用商法特例法」とい  
う。)第三条第三項前段(準用商法特例法  
第五条の二第三項、第六条第三項及び第十  
八条第三項において準用する場合を含  
む。)の規定による請求があつた場合にお  
いて、その請求に係る事項を会議の目的と

しなかつたとき。

六の三 準用商法特例法第三条第三項後段  
(準用商法特例法第十八条第三項において  
準用する場合を含む。)の規定による請求  
があつた場合において、その請求に係る議  
案を会議に提出しなかつたとき。

第十二条第一項第七号中「第五条の五第十項  
において準用する商法特例法(以下「準用商法  
特例法」という。)」を「準用商法特例法」に改  
める。

第八条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律  
第一百七十七号)の一部を次のように改める。

第四十条中「から第二百六十八条ノ三まで(取  
締役の責任を追及する訴え)及び」を「第二  
百六十八条第一項から第七項まで、第二百六  
八条ノ二及び第二百六十八条ノ三(取締役の責  
任を追及する訴え)並びに」に改める。

第四十八条第二項中「から第二百六十八条ノ  
三まで」を「第二百六十八条第一項から第七  
項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八  
条ノ三」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改  
正)

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭  
和二十六年法律第二百九十八号)の一部を次のよ  
うに改める。

第七十一条第二項中第九号を第十号とし、第  
八号の次に次の二号を加える。

九 執行役員又は監督役員の責任について、  
役員会の決議をもつて免除することができ  
る旨を定めたときは、その規定

第一百四条中「この場合において」の下に「  
同法第二百五十六条第一項中「二年」とあるの  
は「四年」と読み替えるものとするほか」を加  
える。

第一百九条に次の九項を加える。

5 第一項第四号の行為に関する執行役員又は監督  
役員の責任は、当該執行役員又は監督役員  
に対し同項第二号の退職慰労金又は財産上の  
損失を賠償する義務を負う。

員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失  
がないときは、前項の規定にかかわらず、賠  
償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる  
金額を控除した額(次項第二号において「限  
度額」という。)を限度として、第一百四十条  
第二項において準用する商法第三百四十三条  
に規定する決議をもつて免除することができ  
る。

一 決議を行う投資主総会の終結する日の属  
する営業期間(ある決算期の直前の決算期  
の翌日(これに当たる日がないときは、投  
資法人の成立の日)から当該決算期までの  
期間をいう。以下この条(第五十三条第二  
項及び第二百十二条において同じ。)又  
はその前の各営業期間において、当該執行  
役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行  
の対価として投資法人から受け、又は受け  
るべき財産上の利益(次号に定めるものを  
除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、  
最も高い額の四年分に相当する額

二 当該執行役員又は監督役員が投資法人か  
ら受けた退職慰労金の額及びその性質を有  
する財産上の利益の額の合計額と当該合計  
額をその職に就いていた年数で除した額に  
四を乗じた額とのいずれか低い額

三 前項の場合においては、執行役員は同項の  
決議を行う投資主総会において次の各号に掲  
げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責め  
に任すべき額

二 限度額及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

7 執行役員は、第五項の規定による責任の免  
除(執行役員の責任の免除に限る。)に関する  
議案を投資主総会に提出するには、各監督  
役員の同意を得なければならない。

11 第九項の規定に基づいて役員会が責  
任の免除の決議を行つたときは、執行役員は、  
遅滞なく、第六項第一号及び第三号に掲げる  
事項並びに賠償の責めに任すべき額から第九  
項各号に掲げる額を控除した額及びその算定  
の根拠並びに免除することに異議がある場合  
には一定の期間内に述べるべき旨を公告し、  
又は投資主に通知しなければならない。この  
場合においては、その期間は一月を下回るこ  
とができるない。

利益を与えるときは、投資主総会の承認を得  
なければならない。

9 投資法人は、第四項の規定にかかわらず、  
規約をもつて、第一項第四号の行為に関する  
執行役員又は監督役員の責任について、当該  
執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善  
意でかつ重大な過失がない場合において、責  
任の原因となつた事実の内容、当該執行役員  
又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情  
を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の  
責めに任すべき額から次の各号に掲げる金額  
を控除した額を限度として、役員会の決議を  
もつて免除することができる旨を定めること  
ができる。

一 役員会の決議の日の属する営業期間又は  
その前の各営業期間において、当該執行  
役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行  
の対価として投資法人から受け、又は受け  
るべき財産上の利益(第五項第一号に定める  
ものを除く。)の額の営業期間毎の合計額の  
うち、最も高い額の四年分に相当する額  
べき財産上の利益(第五項第一号に定める  
ものを除く。)の額の営業期間毎の合計額  
のうち、最も高い額の四年分に相当する額  
のうち、最も高い額の四年分に相当する額

二 第五項第二号に掲げる額

10 第七項の規定は、規約を変更して前項の定  
め(執行役員の責任を免除することができる  
旨の定めに限る。)を設ける議案を投資主総  
会に提出する場合及び同項の規約の定めに基  
づく責任の免除(執行役員の責任の免除に限  
る。)に関する議案を役員会に提出する場合  
について準用する。

11 第九項の規定に基づいて役員会が責  
任の免除の決議を行つたときは、執行役員は、  
遅滞なく、第六項第一号及び第三号に掲げる  
事項並びに賠償の責めに任すべき額から第九  
項各号に掲げる額を控除した額及びその算定  
の根拠並びに免除することに異議がある場合  
には一定の期間内に述べるべき旨を公告し、  
又は投資主に通知しなければならない。この  
場合においては、その期間は一月を下回るこ  
とができるない。

12 発行済投資口の総口数の百分の三以上に当たる投資口を有する投資主が前項の期間内に

約の定めに基づく免除をしてはならない。

13 第八項の規定は、第九項の決議があつた場合について準用する。ただし、前項の規定により免除をすることができない場合は、この限りでない。

第一百十条中「第二百六十八条第一項中「取締役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と

の下に「同条第八項中「取締役」とあるのは「執行役員」とを、「ノ請求」の下に「ヲ受ケ同条第二項ニ於テ準用スル二百四条ノ二第二項承諾ヲ為シ又ハ第二百六十八条第六項ノ通

知及催告」を加え、「執行役員ノ責任ノ追及ニ係ル」を削り、「規定スル請求」の下に「執行役員ノ責任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル」ヲ

受ケ同法同条ニ於テ準用スル第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル二百四条ノ二第二項ノ承

諾（執行役員ノ責任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル）ヲ為シ又ハ同法同条ニ於テ準用スル第二

百六十八条第六項ノ通知及催告（執行役員ノ責

任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル）を加え

る。

第一百二十二条第一項第二号中「及び第五号」を「第五号及び第九号」に改める。

第一百三十三条第二項中「当該決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百十二条において同じ。」を削る。

第一百六十三条第一項中「第一百九条」を「第一百九条第一項から第四項まで」に改める。

第一百六十六条第二項第三号中「第七十一条第二項第三号」の下に「及び第九号」を加える。

二十三の二 第百九条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条前項

第十五条前項

第十六条前項

第十七条前項

第十八条前項

第十九条前項

第二十条前項

第二十一条前項

第二十二条前項

第二十三条前項

第二十四条前項

第二十五条前項

第二十六条前項

第二十七条前項

第二十八条前項

第二十九条前項

第三十条前項

第三十一条前項

第三十二条前項

第三十三条前項

第三十四条前項

第三十五条前項

第三十六条前項

第三十七条前項

第三十八条前項

第三十九条前項

第四十条前項

第四十一条前項

第四十二条前項

第四十三条前項

第四十四条前項

第四十五条前項

第四十六条前項

第四十七条前項

第四十八条前項

第四十九条前項

第五十条前項

第五十一条前項

第五十二条前項

第五十三条前項

第五十四条前項

第五十五条前項

第五十六条前項

第五十七条前項

第五十八条前項

第五十九条前項

第六十条前項

第六十一条前項

第六十二条前項

第六十三条前項

第六十四条前項

第六十五条前項

第六十六条前項

第六十七条前項

第六十八条前項

第六十九条前項

第七十条前項

第七十一条前項

第七十二条前項

第七十三条前項

第七十四条前項

第七十五条前項

第七十六条前項

第七十七条前項

第七十八条前項

第七十九条前項

第八十条前項

第八十一条前項

第八十二条前項

第八十三条前項

第八十四条前項

第八十五条前項

第八十六条前項

第八十七条前項

第八十八条前項

第八十九条前項

第九十条前項

第九十一条前項

第九十二条前項

第九十三条前項

第九十四条前項

第九十五条前項

第九十六条前項

第九十七条前項

第九十八条前項

第九十九条前項

第二百六十八条第一項

第二百六十九条第一項

第二百七十条第一項

第二百七十二条第一項

第二百七十三条第一項

第二百七十四条第一項

第二百七十五条第一項

第二百七十六条第一項

第二百七十七条第一項

第二百七十八条第一項

第二百七十九条第一項

第二百八十条第一項

第二百八十二条第一項

第二百八十三条第一項

第二百八十四条第一項

第二百八十五条第一項

第二百八十六条第一項

第二百八十七条第一項

第二百八十八条第一項

第二百八十九条第一項

第二百九十一条第一項

第二百九十二条第一項

第二百九十三条第一項

第二百九十四条第一項

第二百九十五条第一項

第二百九十六条第一項

第二百九十七条第一項

第二百九十八条第一項

第二百九十九条第一項

第二百三十一条第一項

第二百三十二条第一項

第二百三十三条第一項

第二百三十四条第一項

第二百三十五条第一項

第二百三十六条第一項

第二百三十七条第一項

第二百三十八条第一項

第二百三十九条第一項

第二百四十条第一項

第二百四十二条第一項

第二百四十三条第一項

第二百四十四条第一項

第二百四十五条第一項

第二百四十六条第一項

第二百四十七条第一項

第二百四十八条第一項

第二百四十九条第一項

第二百五十条第一項

第二百五十一条第一項

第二百五十二条第一項

第二百五十三条第一項

第二百五十四条第一項

第二百五十五条第一項

第二百五十六条第一項

第二百五十七条第一項

第二百五十八条第一項

第二百五十九条第一項

第二百六十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

第二百六十十五条第一項

第二百六十十六条第一項

第二百六十十七条第一項

第二百六十十八条第一項

第二百六十十九条第一項

第二百六十十条第一項

第二百六十一条第一項

第二百六十十二条第一項

第二百六十十三条第一項

第二百六十十四条第一項

及び第十七項に改め、「第二百六十六条第五項」の下に、「同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）」を加え、「又ハ同条第八項及び第十項前段」を加え、「又ハ同条第二項」を「同条第一項」に、「為ス」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受け」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第四十二条二於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と改める。

第五十一条中「役員の選任」の下に、「第三十七条第四項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第七項（責任の免除）」を加える。

第六十八条中「第四百一十条第一項」との下に、「同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と加え、「又ハ同条第一項」を「同条第二項」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第六十八条第二項清算人ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と改める。

第一百一条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第三十七条第四項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

第一百一条第一項第九号の二の次に次の二号を加える。

九の二の二 第三十九条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）第三条第三項前段（準用商法特例法第五条の二第三項、第六条第三項）及び第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目

及び第十七項に改め、「第二百六十六条第五項」の下に、「同条第一項」に、「為ス」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受け」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第四十二条二於テ理事ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と改める。

第五十一条中「役員の選任」の下に、「第三十七条第四項（第四十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第七項（責任の免除）」を加える。

第六十八条中「第四百一十条第一項」との下に、「同条第四項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と加え、「又ハ同条第一項」を「同条第二項」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受ケ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第六十八条第二項清算人ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」と改める。

第一百一条第一項第八号の次に次の二号を加える。

的しなかつたとき。  
第九の二の三 準用商法特例法第三条第三項後段（準用商法特例法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。  
第一百一条第一項第九号の三中「第三十九条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）」を「準用商法特例法」に改める。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）  
第十四条 前条の規定による改正後の労働金庫法（次項において「新労働金庫法」という。）第三十七条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

2 新労働金庫法第四十二条において準用する新労働金庫法第三十七条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）第八項及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

第十五条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第一百四十一号）の一部を次のように改正する。  
第五十六条中「並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十八条ノ三」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受ケ」と「為シ」とあるのは「受ケ」に改める。

第五十四条中「並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十八条ノ三」の下に「第二百六十八条第八項」を加え、「又ハ同条第一項」を「同条第二項」に、「為ス」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受ケ」に改める。

第九十二条中「この場合において」の下に「第四十七条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と加える。

八の二 第四十七条第五項（第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。  
（森林組合法の一部改正）  
第十七条 前条の規定による改正後の森林組合法第四十七条第五項（同法第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任については、適用しない。

第十五条 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第一百四十一号）の一部を次のように改正する。  
第五十六条中「並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三」に改める。  
（森林組合法の一部改正）  
第十七条 前条の規定による改正後の森林組合法第四十七条第五項（同法第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任については、適用しない。

五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項に改め、同項にて準用する場合を含む。の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。  
第一百一条第一項第九号の三中「第三十九条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）」を「準用商法特例法」に改める。

（新労働金庫法の一部改正）  
第十五条 前条の規定による改正後の新労働金庫法（次項において「新労働金庫法」という。）第三十七条第四項において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

第五十四条中「並びに第二百六十八条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十八条ノ三」に改め、「第二百六十八条ノ三」とあるのは「受クル」と「為シ」とあるのは「受ケ」と「為シ」とあるのは「受ケ」に改める。

第九十二条中「この場合において」の下に「第四十七条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」と加える。

第一百二十二条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 第四十七条第五項（第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。  
（森林組合法の一部改正）  
第十七条 前条の規定による改正後の森林組合法第四十七条第五項（同法第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任については、適用しない。

第十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次の後段として次のように加える。  
この場合において、同条第七項中「第一項及び第二項」の下に「第二項並びに」を加える。  
第三十六条第一項中「それぞれ」を「同条第七項（第三号を除く。）以下この項において同じ。」、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十一項前段（第三号を除く。）の規定は、農林中央金庫の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の経営管理委員の責任を除く。）について、同条第七項から第九項まで、第十項前段及び第十七項の規定は、連合会等の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の農業協同組合及び農業協同組合連合会の前項の農業協同組合及び農業協同組合連合会の第十項前段及び第十七項の規定は、連合会等の前項の理事の責任（同条第十七項の規定にあつては、前項の農業協同組合及び農業協同組合連合会の前項の農業協同組合及び農業協同組合連合会の第十項前段及び第十七項の規定は、連合会等の前項の理事の責任を除く。）についてそれぞれ」に改め、同項後段を次のように改める。  
この場合において、同条第五項中「総株主」とあるのは「総普通出資者及総優先出資者」と、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十六条第一項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、第三百四十三条二定ムル決議」とあるのは「根拠法ニ依ル特別ノ決議（農林中央金庫ニ在リテハ農林中央金庫法第四十九条第一項、信用協同組合及中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会ニ在リテハ同法第五十三条、信用金庫及信用金庫連合会ニ在リテハ信用金庫法第四十八条、労働金庫及労働金庫連合会ニ在リテハ労働金庫法第五十三条、農業協同組合及農業協同組合連合会ニ在リテハ農業協同組合法第五十条ノ決議ヲ謂フ）及優先出資者総会ノ決議」と、同条第七項から第九項まで及び第十項前段中「株主総会」とあるのは「普通出資者総会及優先出資



前の例による。

4 新保険業法第五十三条第二項において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く）、第八項、第十項前段、第十二項及び第十四項から第十六項までの規定は、この法律の施行前の行為に関する監査役の責任の免除については、適用しない。

5 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に存する相互会社に係る監査役の員数等に関するときは、当該改正規定の施行後最初に到来する決算期に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時までは、なお従前の例による。

#### （資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十一条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律五百五号）の一部を次のように改正する。第四十九条の見出し中「商法」を「商法等」に改め、同条第一項中「第二百八十条ノ十一（の下に）「同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。」（を加え、「責任」）の」を「責任」並びに第七十五条第三項の「に、「第二百六十八条第二項及び第三項」を「第二百六十八条ノ三まで（管轄、訴訟参加及び訴訟の告知、弁護士又は弁護士法人の報酬の請求及び損害賠償の責任並びに」を「第二百六十八条第一項から第七項まで（管轄、訴訟参加及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに」を「及び第三項、第二百六十八条第二項から第四項までの規定中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第二百六十八条ノ二及び「に改め、同条第一項から第七項まで（管轄、訴訟の告知、弁護士又は弁護士法人の報酬の請求及び損害賠償の責任並びに」を「第二百六十八条ノ三（に、「追及」に、第二百六十八条第二項及び第三項）を「（追及）に、第二百六十八条ノ三（に、「追及」に、第二百六十八条ノ三まで（管轄、訴訟参加及び訴訟の告知及び和解）」に改め、同条第一項から第七項まで（管轄、訴訟参加及び第三項）を「（管轄、訴訟参加及び訴訟の告知及び和解）」に改め、同条第一項から第七項まで（管轄、訴訟参加及び第三項）を「（管轄、訴訟参加及び第三項）に改める。」）に改める。

第二百五十二条第一項第二号の次に次の二号を加える。  
 二の二 第二編第一章（同章において準用する商法の規定を含む。）に定める開示を行ふことを忘れたとき。  
 第二百五十二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二十一の二 第八十六条第三項（第八十七条第三項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会員の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

二二の二 第三百六十六条第三項（第三号を除く）に「准用スル商法」を「準用スル」に、「読み替える」を「（第二百六十八条第六項）とあるのは「同法第七十五条第二項ニ於テ準用スル六十七条第三項又は第四項の訴訟に参加する旨の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第二百六十八条第七項、第二百六十八条ノ二及び二に改め、同条に次の二項を加える。

3 特定目的会社が、取締役を補助するために特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部を改め、同条に次の二項を加える。

前項において読み替えて準用する商法第二百六十七条第三項又は第四項の訴訟に参加する役の辞任について意見を述べる権利」を加え、

議の目的とせず、又はその請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。  
 二の二 第三章に定める開示を行うことを怠ったとき。  
 第百八十三条第一項第二十一号の次に次の二号を加える。  
 二十一の二 第八十六条第三項（第八十七条第三項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

第二十一条 第二編第一章（同章において準用する場合を含む。）に改め、同条第一項から第七項まで（管轄、訴訟参加及び訴訟の告知及び和解）」に改め、同条第一項から第七項まで（管轄、訴訟参加及び第三項）を「（管轄、訴訟参加及び第三項）に改める。

第二百五十二条第一項第二号の次に次の二号を加える。  
 二の二 第二編第一章（同章において準用する商法の規定を含む。）に定める開示を行ふことを忘れたとき。  
 第二百五十二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二十一の二 第八十六条第三項（第八十七条第三項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会員の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

二二の二 第三百六十六条第三項（第三号を除く）に「准用スル商法」を「准用スル」に、「読み替える」を「（第二百六十八条第六項）とあるのは「同法第七十五条第二項ニ於テ準用スル六十七条第三項又は第四項の訴訟に参加する旨の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

五条ノ三及び第二百七十五条ノ三ノ二第一項に「准用スル商法」を「准用スル」に、「読み替える」を「（第二百六十八条第六項）とあるのは「同法第七十五条第二項ニ於テ準用スル六十七条第三項又は第四項の訴訟に参加する旨の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

二の二 第三章に定める開示を行うことを怠ったとき。  
 第百八十三条第一項第二十一号の次に次の二号を加える。  
 二十一の二 第八十六条第三項（第八十七条第三項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会員の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

二二の二 第三百六十六条第三項（第三号を除く）に「准用スル商法」を「准用スル」に、「読み替える」を「（第二百六十八条第六項）とあるのは「同法第七十五条第二項ニ於テ準用スル六十七条第三項又は第四項の訴訟に参加する旨の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

**第二十五条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。**

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第三条第一項及び第三項の規定は、農林中央金庫の監事を選任する場合について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「取締役」とあるのは、「経営管理委員」と読み替えるものとする。

第三十条第五項中「及び第五項」を「第五項、第七項（第三号を除く。）、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項」に改め、「の責任」の下に「（同条第十七項の規定にあつては、第二項の経営管理委員の責任を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは「農林中央金庫法第三十条第二項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と、「第三百四十三条」とあるのは「同法第四十九条第一項」と、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、同条第九項前段中「監査役」とあるのは「監事會」と、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは「農林中央金庫法第十二条第三項ノ理事」と読み替えるものとす

第三十条第六項中「記載」との下に「、前項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）、第八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項」とあるのは、「商法第一百六十六条第二項、第三項、第五項同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項（第三号を除く。）、同条第八項及び第十項前段」と、「責任（同条第十七項の規定にあっては、第一項の経営管理委員の責任を除く。）」とあるのは「責任」とを加える。

する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号。以下「商法特例法」という。）

を「商法特例法」に改める  
第三十九条第一項中「並びに第二百六十八条  
から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六

する商法特例法第五条の二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。第三項における請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的としたとき。

四項において準用する商法特例法第二条第三項後段の規定による請求があつた場合において、その請求に係る議案を会議に提出しなかつたとき。

8 第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条规定第六項の通知及び催告を受ける場合について準用する。

第五十三条第一項中「三年」を「四年」に改める。

いて準用する場合を含む。)において準用する商法第二百六十六条第八項の規定により開示をすることを怠つたとき。

**第六十六条** 前条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」と

いう。) 第三十条第五項において準用する新義  
云々二二六二二七項(第三号二会)。

法第一百六十六條第七項（第三号を除く）等八項、第九項前段、第十項前段及び第十七項の

規定は、この法律の施行前の行為に関する理事及び監督管理委員の責任の免余については、商

及び経営管理委員の責任の免除については、用しない。

2 新農林中央金庫法第三十条第六項において準用する同条第五項二項、て準用する新商法第二

用する同条第五項において適用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）、第八項及

び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行  
為に関する益事の責任の免余につゝては、適用

為に關する監事の責任の免除については  
しない。

## （中間法人法の一部改正）

第二十七条（問答人法）（三成一三五法律第四  
九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「三十日」を「六十日」に改め、同条第七項中「第一百六十八條から第

「二百六十八条ノ三まで」を「二百六十八条第三

一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び

卷之三

三項の次に次の一項を加える。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任

中間法人が前項前段において準用する商法第

二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける

場合について準用する。

(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の中間法人

法(以下この項において「新中間法人法」とい

う。)第四十九条第二項(新中間法人法第五十

八条第三項前段及び第九十一条第三項前段にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、この法

律の施行前に前条の規定による改正前の中間法

人法(以下この項において「旧中間法人法」とい

う。)第四十九条第二項(旧中間法人法第五十

八条第三項前段及び第九十一条第三項前段にお

いて準用する場合を含む。以下この項におい

て同じ。)に規定する請求があつた場合(当該

請求をした者が旧中間法人法第四十九条第二項

の規定により訴え提起した場合を除く。)に

つても適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 この法律に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十一条第五項の規定は同法附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の日から、第二十四条の規定は公布の日から施行する。

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

平成十三年十二月十一日印刷

平成十三年十二月十一日発行

一、通信傍受法の廃止に関する請願(第一〇〇一號)

一、成人重国籍の容認を内容とする国籍法改正に関する請願(第一〇四三号)

(資料添付)  
一、海外在住の日本人の成人に対し重国籍を容認すること。  
二、国内在住の外国人の成人に対し重国籍を容認すること。  
については、次の事項について実現を図られたい。

第一〇〇一号 平成十三年十一月二十六日受理  
通信傍受法の廃止に関する請願  
請願者 横浜市戸塚区原宿町五ノ一九ノ一  
五 中村俊也 外百三十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

紹介議員 緒方 靖夫君

第一〇四三号 平成十三年十一月二十八日受理  
第一〇四三号 平成十三年十一月二十八日受理  
成人重国籍の容認を内容とする国籍法改正に関する請願  
請願者 オーストリア共和国ケルンテン州  
フライハ郡フェルンドルフ村一三  
九ノ四 チツベルレゆり 外百五  
十名

第一〇四三号 平成十三年十一月二十八日受理  
第一〇四三号 平成十三年十一月二十八日受理  
成人重国籍の容認を内容とする国籍法改正に関する請願  
請願者 オーストリア共和国ケルンテン州  
フライハ郡フェルンドルフ村一三  
九ノ四 チツベルレゆり 外百五  
十名

紹介議員 江田 五月君

多くの国々では、自国民の外国人配偶者に対し  
自國の国籍の付与とともに母国籍の維持を認め  
おり、外国人配偶者は国民の家族として国民と同  
様の権利及び義務があることが当然とされてい  
る。こうした中、日本では重国籍が認められてお  
らず、他国籍を取得すれば日本国籍を喪失し日本  
における滞在権や労働権が失わることになる。  
このため、国際結婚により海外に在住している日  
本人は、例えば親の介護などで長期間の日本滞在  
が必要となつた場合には頻繁に国籍を変更しなけ  
ればならないため、日本国籍の維持を優先し滞在  
の国国籍取得を躊躇していることが多い。一方、  
外国人が日本国籍を取得する際には必ずしも母國  
籍の放棄が条件とされていないため、重国籍のま  
ま非法に放置されているケースも少なくない。  
また、昭和六十年に導入された国籍選択制度によ  
り成人の重国籍は制限されているが、実際には旧  
法により合法的二重国籍とされるケースも生じて  
いる。このように実態に即さない法律により不利